

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2020年12月18日
【事業年度】	第24期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）
【会社名】	株式会社ティア
【英訳名】	TEAR Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 富安 徳久
【本店の所在の場所】	名古屋市北区黒川本通三丁目35番地1
【電話番号】	052-918-8200（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役経営企画室長 辻 耕平
【最寄りの連絡場所】	名古屋市北区黒川本通三丁目35番地1
【電話番号】	052-918-8254
【事務連絡者氏名】	専務取締役経営企画室長 辻 耕平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	2016年9月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月
売上高 (百万円)	-	11,352	12,311	12,779	11,919
経常利益 (百万円)	-	1,185	1,300	1,151	587
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	-	801	896	791	345
包括利益 (百万円)	-	801	896	791	345
純資産額 (百万円)	-	6,221	6,984	8,940	8,928
総資産額 (百万円)	-	10,990	11,958	13,301	13,468
1株当たり純資産額 (円)	-	308.51	345.65	399.08	398.51
1株当たり当期純利益 (円)	-	39.72	44.39	36.05	15.43
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	56.6	58.4	67.2	66.3
自己資本利益率 (%)	-	12.9	13.6	9.9	3.9
株価収益率 (倍)	-	21.6	20.3	17.0	28.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	-	1,406	1,620	1,177	986
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	-	998	596	1,048	742
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	-	93	658	715	149
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	-	1,758	2,125	2,968	3,063
従業員数 (人)	-	414	475	528	565
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(74)	(80)	(89)	(107)

(注) 1. 第21期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第21期より連結財務諸表を作成しているため、第21期の自己資本利益率は、期末自己資本に基づいて計算しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	2016年9月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月
売上高 (百万円)	10,594	11,352	12,312	12,778	11,907
経常利益 (百万円)	1,072	1,179	1,287	1,108	548
当期純利益 (百万円)	712	796	887	763	317
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	1,159	1,159	1,184	1,872	1,873
発行済株式総数 (株)	20,167,200	20,167,200	20,209,700	22,404,800	22,406,100
純資産額 (百万円)	5,561	6,216	6,971	8,899	8,859
総資産額 (百万円)	10,069	10,980	11,906	13,186	13,315
1株当たり純資産額 (円)	275.78	308.28	344.96	397.22	395.42
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	6 (3)	8 (4)	10 (5)	11 (5)	20 (10)
1株当たり当期純利益 (円)	35.31	39.49	43.94	34.79	14.18
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	55.2	56.6	58.5	67.5	66.5
自己資本利益率 (%)	13.5	13.5	13.5	9.6	3.6
株価収益率 (倍)	17.5	21.7	20.5	17.6	30.8
配当性向 (%)	17.0	20.3	22.8	31.6	141.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,180	-	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	806	-	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	742	-	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	1,442	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	361 (61)	404 (74)	441 (78)	489 (87)	519 (105)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	85.5 (95.8)	119.3 (123.9)	126.4 (137.3)	88.8 (123.1)	67.3 (129.1)
最高株価 (円)	807	880	1,230	916	620
最低株価 (円)	545	600	860	560	394

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第20期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有しておりませんので記載しておりません。

4. 第21期より連結財務諸表を作成しているため、第21期以降の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

5. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

2【沿革】

年月	事項
1997年7月	名古屋市中川区中須町59番地に葬祭施行を目的として株式会社ティア設立、資本金9千万円
1998年1月	名古屋市中川区中須町に1号店「ティア中川」を開設
2001年2月	名古屋市緑区六田に5号店「ティア緑」を開設
2001年4月	名古屋市中川区中須町59番地より名古屋市中区新栄二丁目2番7号アーク広小路ビル6階へ本社を移転
2002年7月	名古屋市天白区境根町に10号店「ティア相生山」を開設 名古屋市中区新栄より名古屋市北区黒川本通三丁目35番地1（ティア黒川5階）へ本社を移転
2003年8月	愛知県海部郡甚目寺町坂牧（現：愛知県あま市坂牧）に15号店「ティア甚目寺」を開設
2004年10月	葬祭フランチャイズ事業を開始
2006年3月	大阪府門真市北栄本町に関西地区では初出店となる「ティア門真」を開設（19号店）
2006年6月	株式会社名古屋証券取引所セントレックスに株式を上場
2006年7月	株式会社フリーダムより事業譲受により、愛知県豊橋市向山大池町に20号店「ティア豊橋」、愛知県豊橋市牧野町に21号店「ティア豊橋南」を開設
2007年10月	株式会社スリーケイエムより事業譲受により、愛知県岡崎市羽根北町に22号店「ティア岡崎」（現：ティア岡崎南）を開設
2008年9月	株式会社名古屋証券取引所市場第二部へ上場市場を変更
2009年10月	名古屋市長区野間町に25号店「ティア名東」を開設
2011年10月	愛知県岡崎市島町に30号店「ティア岡崎中央」を開設
2012年9月	埼玉県越谷市越ヶ谷に関東地区では初出店となる「ティア越谷」を開設（33号店）
2013年5月	愛知県春日井市味美白山町に35号店「ティア味美」を開設
2013年6月	株式会社東京証券取引所市場第二部へ上場
2014年6月	株式会社東京証券取引所市場第一部、株式会社名古屋証券取引所市場第一部に指定
2014年11月	名古屋市長区細口に40号店「ティア滝ノ水」を開設
2016年8月	東京都荒川区東日暮里に東京都内初出店となる「葬儀相談サロン ティア日暮里」を開設（45号店）
2017年5月	有限会社愛共（現：株式会社ティアサービス）の全株式を取得し、完全子会社化
2017年7月	名古屋市天白区井口に50号店「ティア原」を開設
2018年4月	愛知県津島市神守町に55号店「ティア津島東」を開設
2019年1月	大阪市城東区今福西に60号店「葬儀相談サロン ティア蒲生」を開設
2019年4月	名古屋市長区黒川本通に「ティア・ヒューマンリソース・センター」を開設
2019年7月	名古屋市昭和区檀溪通に65号店「家族葬ホール ティア川名」を開設
2019年12月	東京都墨田区業平に69号店「葬儀相談サロン ティア押上」を開設
2020年2月	名古屋市守山区幸心に70号店「家族葬ホール ティア幸心」を開設
2020年4月	愛知県岡崎市上地に71号店「家族葬ホール ティア岡崎上地」を開設 愛知県清須市西枇杷島町城並に72号店「家族葬ホール ティア清須古城」を開設
2020年9月	名古屋市長区丹後通に73号店「家族葬ホール ティア柴田」を開設 愛知県弥富市佐古木に74号店「ティア弥富東」を開設

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社1社で構成され、葬儀請負を中心とした葬祭事業と、当社グループのこれまでのノウハウを生かした葬儀会館運営のフランチャイズ事業を行っております。

(1) 葬祭事業

当社は、直営会館である「葬儀会館ティア」のほか、「葬儀相談サロン」を中部地区、関東地区、関西地区に展開しております。主な事業内容としましては、葬儀会館のみならず、ご自宅、寺院等での葬儀施行及び葬儀付帯業務の提供に加え、葬儀後のアフターフォローや忌明け法要等を請負っております。

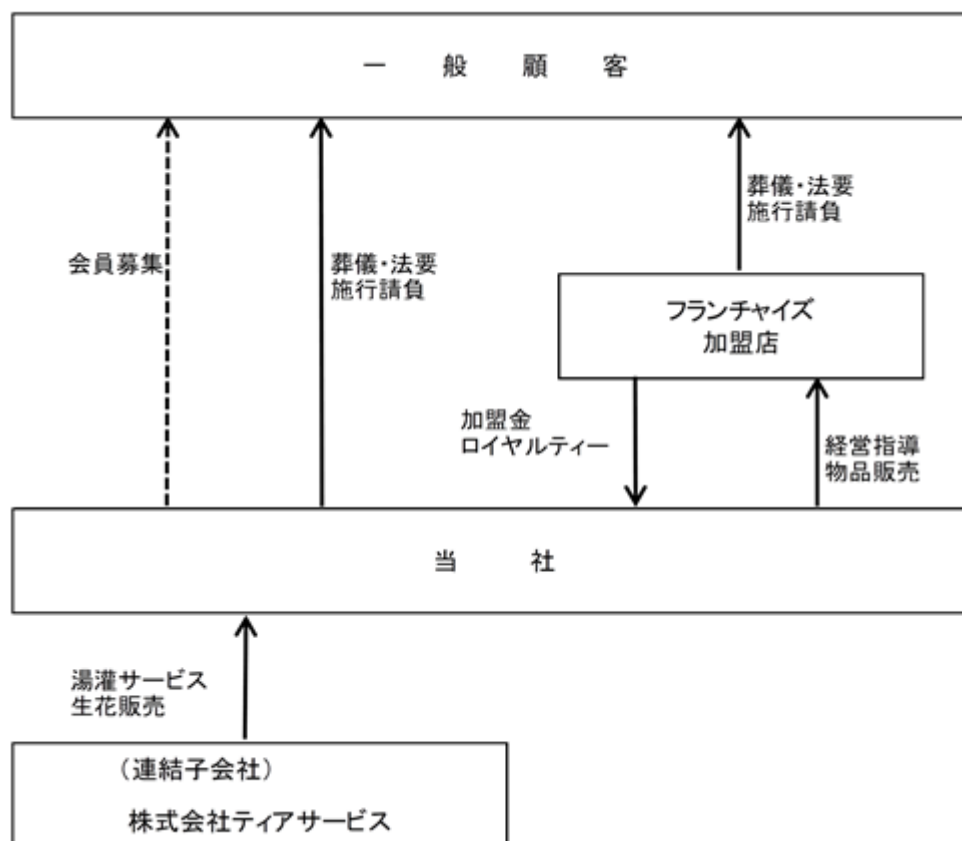
また、葬儀に関する様々な特典が受けられる当社独自会員制度「ティアの会」を設けており、さらに「ティアの会」会員と同等のサービスが受けられる、団体・企業との業務提携も行っております。

株式会社ティアサービスは、湯灌サービス業務、生花販売等を行っております。

(2) フランチャイズ事業

当社は、「葬儀会館ティア」を全国に展開すべく、異業種の事業会社を対象にフランチャイズ契約を締結し、葬儀業界への参入ノウハウの提供と物件開発、スーパーバイザーによる開業・営業・運営支援、葬儀付帯品の販売等を行っております。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ティアサービス	名古屋市守山区	3	葬祭事業	100.00	葬儀付帯業務委託 役員の兼任

(注)「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
葬祭事業	419 (105)
フランチャイズ事業	12 (-)
報告セグメント計	431 (105)
全社(共通)	134 (2)
合計	565 (107)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(常用パートを含む)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含み、常用パートを除く)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、提出会社の管理部門に所属しているものであります。
3. 従業員が前連結会計年度末に比べ37人増加したのは、業容拡大に備えた新卒採用、中途採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
519 (105)	38.0	6.0	5,226

セグメントの名称	従業員数(人)
葬祭事業	373 (103)
フランチャイズ事業	12 (-)
報告セグメント計	385 (103)
全社(共通)	134 (2)
合計	519 (105)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(常用パートを含む)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含み、常用パートを除く)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、2019年10月1日から2020年9月30日までの全期間(12か月)にわたり給与支給した対象者の同期間における平均年間給与であります。また、平均年間給与は、賞与及び基準外賃金が含まれております。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
4. 従業員が前事業年度末に比べ30人増加したのは、業容拡大に備えた新卒採用、中途採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営方針

当社グループは「哀悼と感動のセレモニー」を経営理念とし、物売りでもなく、押し売りでもなく「儀式を尊厳する形と洗練された心の追求」を忘れない姿勢で取り組む事とデスクアを通じて社会貢献する事を事業の基本理念とし、「日本で一番『ありがとう』と言われる葬儀社」を目指し、1997年に創業いたしました。

(2) 経営環境及び経営戦略

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、葬儀に関する潜在的需要は人口動態を背景に年々増加するものと推計されておりますが、葬儀単価におきましては、核家族化や葬祭規模の縮小等により減少傾向が続いております。また、葬儀業界の新たな潮流としましては、「高齢化や核家族化による葬祭規模の縮小と葬儀単価の低下」「大手葬儀社の営業エリア拡大と異業種からの業界参入による競争激化」「高齢世帯の更なる高齢化と高齢者独居率の上昇等、社会インフラとしての葬儀社の役割」といった課題が顕在化しております。

当社グループは、「明瞭な価格体系による葬儀費用の明確化」「徹底した人財教育によるサービスの向上」「ドミナント出店による利便性の向上」を戦略の基本方針とし、直営・フランチャイズ出店による徹底した差別化戦略を展開しております。「ドミナント出店による利便性の向上」では名古屋市内に1号店となる「ティア中川」を開設し、その後も中部地区で積極的なドミナント出店を行うとともに、関東地区・関西地区への進出やフランチャイズによる多店舗化を推進しております。これにより2020年9月末現在、直営74店舗（会館店舗64店舗・葬儀相談サロン10店舗）・フランチャイズ53店舗の合計127店舗となりました。

また、「明瞭な価格体系による葬儀費用の明確化」では創業当時より一貫して葬儀価格の透明性に努めており、当社独自の会員制度「ティアの会」を中心に、明瞭な価格体系による葬儀を提供しております。さらに、「徹底した人財教育によるサービスの向上」では葬儀に関する知識や技術的な教育のみならず、ビジネスマナーや徳育的な観点による人材教育を積極的に手掛け、サービス業としての質的向上にも努めてまいりました。これらの取り組みにより、ご利用されるお客様の支持を獲得し、2020年9月末現在、会員数は41万人を超え、年間の葬儀施行件数は16,000件（直営、フランチャイズ合計）を超えるまでに業容は拡大しております。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは中長期目標であります会館数200店舗体制の実現とその後の持続的な成長を目指すべく、中部地区で新規出店を継続し経営基盤の更なる強化を図るとともに、関東地区、関西地区で収益力を高める取り組みが必要であると判断しております。また、直営・フランチャイズによる中長期の出店方針に加え、「外部環境の変化に伴う課題の認識と対応方針」「内部体制の更なる強化と中長期を見据えた施策」「計画的な人材確保と教育体制の充実により強い組織集団の実現」「倫理・コンプライアンス体制の確立」を推進しなければならないと考えております。さらに、企業価値を高め、株主共同の利益を確保・向上させる取り組みも必要であると判断しております。

そこで、当社グループといたしましては、「新生ティア」のスローガンのもと、以下の4項目のテーマに取り組んでまいります。

直営会館の出店継続とフランチャイズにおける計画的な出店の推進

当社グループの中長期目標であります会館数200店舗体制とその後の持続的な成長の実現に向けて、中部地区では名古屋市内シェア向上に向けた家族葬ホールの出店継続、関東地区・関西地区では葬儀会館及び葬儀相談サロンの出店エリアでの収益力の向上に取り組んでまいります。フランチャイズでは、既存クライアントの複数出店提案及び、新規クライアントへの提案営業を積極的に推進するとともに、既存会館の持続的な成長とFCグループの体制構築に取り組んでまいります。

既存会館の機動的な契約更新対応とWEBプロモーションの精度向上の推進

既存会館において、開設から20年以上が経過し契約期間満了となる会館も増えることから、契約更新に係るマネジメント体制の構築及び条件交渉において機動的な対応を推進してまいります。また、WEBマーケティングでは、複数の施策をPDCAサイクルで運用し、WEBによる会員獲得、葬儀受注の増加を目指してまいります。さらに、PR・IR活動におきましても継続的に実施し、葬儀業界の現状をより深く理解し、当社グループに対して興味をもって頂く内容の情報発信に努めてまいります。

環境変化への迅速な対応と葬儀付帯業務の内製化拡大の推進

国内外の環境変化へ対応すべく商品調達方法の多様化と、新たな価値を創造する商品開発を推進してまいります。また、葬儀付帯業務の更なる内製化拡大を推進すべく、湯灌関連サービスの内容強化と外部販売、セレモニーアシスタントの社内派遣、生花事業の取り扱い拡大、石材販売の立ち上げと販路開拓等に取り組んでまいります。

高いスキルを持った組織集団と新常态に対応した仕組みの構築の推進

当社グループは、高いスキルを持った組織集団の構築を目指し、既存社員向け研修内容の充実及びウェビナーを活用した研修を実施してまいります。また、P D C Aサイクルに則った新卒採用プログラムの実践と、新入社員の早期育成を目指した新卒教育プログラムを運用してまいります。さらに、従業員のエンゲージメントを向上させるべく、福利厚生制度の充実にも努めてまいります。

I C Tにおきましては、ハード・ソフトの充実による多様な働き方への対応と、次世代基幹システム構築の準備に取り組んでまいります。また、I C Tにおける脅威への対応として、ハード、ソフト、人材面において対策を講じてまいります。

(4) 経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標

当社グループは次期事業年度の業績予想及び中期経営計画の三カ年利益計画を公表しており、次期事業年度の業績予想の達成状況ならびに三カ年利益計画の進捗状況を経営指標としております。

(5) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題における新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外経済の混乱が生じております。また、葬儀業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う葬祭規模の縮小及び法要料理の販売減により、葬儀単価が大きく低下しております。

この現状を鑑み、2021年9月期を計画初年度とする三カ年利益計画の公表は投資判断に対して混乱を生じさせてしまう可能性があるとして判断し、中期経営計画の公表を延期させていただくことといたしました。なお、新型コロナウイルス感染症による葬儀業界への影響及び当社グループの状況を踏まえ、必要な検討を行い確定でき次第、速やかに開示いたします。

次期の業績予想（2021年9月期）及びその前提条件につきましては、2020年11月8日付で公表いたしました「2020年9月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」をご参照ください。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

また、当社グループは、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題として、直営・フランチャイズによる中長期の出店方針に加え、「外部環境の変化に伴う課題の認識と対応方針」「内部体制の更なる強化と中長期を見据えた施策」「計画的な人材確保と教育体制の充実により強い組織集団の実現」「倫理・コンプライアンス体制の確立」を推進しなければならないと考えております。この課題に内包されるリスクを「特に重要性が高い事業等のリスク」と認識し、取締役会において、その影響度と発生可能性及び、当該リスクへの対応策を協議しております。

なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 特に重要性が高い事業等のリスク

新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の帰趨や、内外経済に与える影響の大きさ及び期間について不確実性が高く、先行きに対する不透明感は拭えない状況です。新型コロナウイルス感染症の影響は、2021年9月期上半期まで継続し、下半期以降は改善するものと予想しております。しかしながら、更なる感染拡大、緊急事態宣言に伴う越県移動の自粛要請等がなされた場合には、葬儀単価の低下や法要売上の減収が継続し、当社グループの収益確保及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

これに対し当社グループとしましては、コロナ禍においても当社の会館を安心して利用していただけるように、「従業員のマスク着用と体調管理の徹底」「手指消毒剤や飛沫防止パネルの設置」「ソーシャルディスタンスの励行」等に取り組んでおります。また、社内的には「会館復旧・消毒清拭作業」「在宅オンライン研修」等の対策を講じ、葬儀に従事するエッセンシャルワーカーとしての社会的役割を果たすべく、新型コロナウイルス感染症で亡くなった方への対応を専門に行う「感染症対策チーム」も組織しております。

葬儀需要の変動について

葬儀需要の変動につきましては、以下のような事項が想定され、これにより当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

これに対し当社グループとしましては、葬儀請負件数の増加を図るべく、「ティアの会」会員数の拡大や提携団体・企業向けの営業等を積極的に取り組んでおります。また、葬儀単価におきましても、定期的に新商品及び新たな祭壇セットプランを導入する等の対策を講じております。

・葬儀件数

葬儀に関する需要は、人口動態を背景に増加傾向で推移するとみられており、約20年後には現在の約1.2倍の水準にまで拡大すると予想されております。（国立社会保障・人口問題研究所：日本の将来推計人口）しかしながら実際の葬儀需要は、様々な要因により同推計値を下回る可能性があります。

・葬儀単価の変動

少子化による親族の減少、死亡年齢の高齢化等を背景に、儀式の簡素化と葬儀の小規模化が進行し、葬儀業界全体における葬儀単価は低下傾向で推移しております。（経済産業省：特定サービス産業動態統計調査）当社グループにおきましても、葬儀単価が継続して低下する可能性があります。

・季節による変動

葬儀需要は月間の平均件数に対し冬場が多く、夏場が少なくなる傾向があります。したがって、当社グループの業績におきましても季節変動が現れることがあります。

競争環境について

葬儀業界への異業種からの参入や、葬儀を紹介・斡旋するポータルサイトの台頭等が活発化し、同業他社におきましても積極的に会館を出店していることから、当社グループが会館を展開する商圏内でも競争環境は厳しさを増しております。今後も競争環境が更に厳しさを増す可能性もあり、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

これに対し当社グループとしましては、テレビコマーシャルや折り込み広告等を活用した販売促進や、「ティアの会」入会キャンペーン等を定期的を実施しております。

個人情報について

当社グループは「ティアの会」会員情報、葬儀及び法要の請負に係るご遺族の個人情報等を取り扱っております。書類の盗難及びネットワークへの不正侵入等による個人情報漏洩の可能性は否定できず、万が一このような事態が発生した場合には、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

これに対し当社グループとしましては、個人情報の管理を徹底すべく従業員教育及びコンピュータシステムの情報漏洩防止策を行っております。また、「プライバシーマーク」の取得等、個人情報の取り扱いが適切に行われていることに対する外部機関の認定も受けております。

減損会計について

当社グループが保有する固定資産に対し、会館の収益状況及び将来見通しにより、固定資産の回収が困難と判断される場合には、当該会館に係る固定資産を減損損失として認識する場合があります。また、土地等の時価が著しく下落した場合におきましても、当該固定資産の回収可能性を判断したうえで、減損損失を認識する可能性があります。この場合、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

これに対し当社グループとしましては、四半期に一度、当該会館を管轄する事業部長と経営企画室担当役員が定期ミーティングを設け、会館の収益状況・市場環境の変化・当該固定資産の回収可能性について意見交換し、その内容を取締役会へ報告しております。

人材確保及び教育について

当社グループは、中長期目標200店舗体制の実現を目指し今後も事業展開を積極的に行う方針であり、人材の確保・育成をこれまで以上に取り組む必要があると判断しております。一方、人材の確保および育成が当社グループの計画どおりに進まない場合、当社グループの事業展開が制約され、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

これに対し当社グループとしましては、人員計画に基づいた採用活動を行うとともに、人材教育機関「ティアアカデミー」による社員のスキル向上を図っております。

(2) 重要な事業等のリスク

金利について

当社グループは、会館の建設資金及び差入保証金等は、金融機関からの借入れにより調達しております。したがって今後、金利が上昇した場合には、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

これに対し当社グループとしましては、金利動向を踏まえた最適な調達を行うとともに、内部留保の充実による企業体質の更なる強化を図っております。

フランチャイズ契約について

フランチャイズ事業は、加盟者との間で加盟店契約を締結し、「葬儀会館ティア」という会館名でチェーン展開を行っております。加盟者及び当社グループのいずれかがその役割を果たせないことにより、加盟者との間で契約が維持できなくなった場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

これに対し当社グループとしましては、加盟者と対等なパートナーシップと信頼関係に基づき、それぞれの役割を担っております。

葬儀会館の賃借について

当社グループは、葬儀会館の出店に関しまして、基本的に土地建物を賃借しております。葬儀会館の賃借については以下のような事項が想定され、これにより当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

これに対し当社グループとしましては、中長期の出店方針に基づく計画策定及び契約更新に係るマネジメント体制の構築に努めております。

・保証金等

賃借条件により、建設協力金又は保証金を差入れている物件もあり、差入先の破綻等により保証金の返還がなされない場合、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

・定期借地権

当社グループは、20年間から38年間の定期借地を行っておりますが、賃借期間終了後に当該会館の継続賃借ができない場合、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

・ 関連当事者との取引について

当社グループは、葬儀会館の賃借に関して、主要株主(株)夢現及び横山博一氏と次のような取引があります。

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主(個人)及びその 近親者	(株)夢現 (注)2	名古屋市 中区	30	財産保全 会社	(被所有) 直接34.7	主要株主 債務被保証	地代家賃支 払に対する 債務被保証 (注)3	199		-
	横山 博一 (注)2	名古屋市 千種区	-	会社役員		債務被保証	地代家賃支 払に対する 債務被保証 (注)3	199		-

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

- 横山博一氏は主要株主には該当しませんが、(株)夢現は横山博一氏及びその近親者の財産保全会社であることから、主要株主(個人)として各々記載しております。
- 当社グループは会館の賃借料に対して、主要株主(株)夢現及び横山博一氏の債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当社グループは、関連当事者取引自体の合理性、必然性及び当該取引条件の妥当性等を検証したうえで、可能な限り関連当事者取引の解消、縮小に努めてまいりました。

今後も取引の必然性、取引条件を勘案し、可能な限り解消を進めていく予定であります。

・ 出店・改修計画

出店計画に沿って、土地情報の収集や賃借交渉を行っておりますが、当社が希望する地域に該当する土地がない場合及び条件に折り合いが付かない場合については、出店計画に遅れが生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、既存会館の改修について、改修が集中する場合及び改修計画に変更が生じた場合については、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

災害等について

当社グループは、東海地区、関東地区、関西地区に葬儀会館を展開しており、地震、台風、洪水、津波等の自然災害により、事業活動の停止や施設の改修に係る多額の費用が発生し、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。特に、当社グループの会館が集中しております東海地区において大きな災害等が発生した場合には、その影響も大きくなることが予想されます。

これに対し当社グループとしましては、BCP計画の策定と運用確認等の対策を講じております。

法的規制について

・ 霊柩運送

当社グループの葬祭事業における霊柩運送については、「一般貨物自動車運送事業(霊柩)」として、貨物自動車運送事業法の規制を受けております。当該法規制が改正・強化され、その対応のために新たな費用負担が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

これに対し当社グループとしましては、運行管理者及び整備管理者を選任し、安全運行の確保及び事故防止にかかる体制を整備しております。

・ 食品衛生法

当社グループの葬祭事業においては食品の提供を行っていることから、食品衛生法の規制を受けております。万一、食中毒を起こした場合には、食品等の廃棄処分、営業許可の取り消し、営業の禁止、一定期間の営業停止等を命じられ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

これに対し当社グループとしましては、都道府県知事が定める基準により食品衛生責任者を置くなど適切な衛生管理を行っております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による鉱工業生産や輸出の減少、雇用・所得環境の変化、各自治体からの営業自粛要請等による個人消費の低迷等、内需・外需共に大きく落ち込み、厳しい状況となりました。また、経済活動が徐々に再開する中、輸出・個人消費は持ち直しつつあるものの、新型コロナウイルス感染症の帰趨や、内外経済に与える影響の大きさ及び期間について不確実性が高く、先行きに対する不透明感は拭えない状況です。

葬儀業界におきましては、葬儀に関する潜在的需要は人口動態を背景に年々増加するものと推計されておりますが、葬儀単価におきましては、核家族化や葬祭規模の縮小等により減少傾向が続いております。また、直近の業界環境といたしましては、葬儀件数は前年同期を下回る水準で推移し、葬儀単価は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う葬祭規模の縮小及び法要料理の販売減により、大きく低下しております。

かかる環境下、当社グループは顧客満足度の向上を図るべく「明瞭な価格体系による葬儀費用の明確化」「徹底した人財教育によるサービスの向上」「ドミナント出店による利便性の向上」を戦略の基本方針とし、直営・フランチャイズ出店による徹底した差別化戦略を展開しております。

当連結会計年度におきましては、中長期目標200店舗体制の実現とその後の持続的な成長を目指すべく「オンリーワンブランド“ティア”」のローガンのもと、ローリング方式により中期経営計画を策定し、4項目のテーマを設け7つの戦略を推進してまいりました。新規出店の状況につきましては、直営は名古屋市内に「ティア幸心」「ティア柴田」、愛知県下に「ティア岡崎上地」「ティア清須古城」「ティア弥富東」を開設し、葬儀相談サロンとして東京都内に「ティア押上」を開設いたしました。フランチャイズでは、愛知県下に「ティア安城桜井」「ティア三郷」「ティア東海中央」「ティア一宮中央」、大阪府下に「ティア堺伏尾」を開設し、これにより直営74店舗、フランチャイズ53店舗の合計127店舗となりました。既存会館におきましては、葬儀ニーズの多様化へ対応するために「ティア相生山」の改修工事を実施いたしました。

売上原価におきましては、葬儀付帯業務の内製化を推進したものの労務費等が増加し、経費面では中長期の出店を見据えた人材の確保や、コンサルタント業務に係る支払手数料等が増加いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は119億19百万円（前期比6.7%減）となり、売上原価率は前期と比べ1.4ポイント上昇し、販売費及び一般管理費は前期比1.4%増となりました。これにより、営業利益は5億95百万円（同48.5%減）、経常利益では5億87百万円（同49.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億45百万円（同56.3%減）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

(a) 葬祭事業

当連結会計年度におきましては、上半期は「ティアの会」会員数の拡大を図るべく、各種会館イベントや提携団体・企業向けの営業等を積極的に取り組んだものの、第3四半期以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、営業活動が制限されることとなりました。葬儀件数におきましては、既存店の件数が減少したものの、新たに開設した会館の稼働により、前期比3.9%増の11,353件となりました。葬儀単価におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により葬祭規模が縮小したのに加え、法要料理の販売が減少し、前期比9.5%減となりました。この結果、売上高は115億35百万円（同6.9%減）、営業利益は15億26百万円（同29.3%減）となりました。

(b) フランチャイズ事業

当連結会計年度におきましては、新たに開設したFC会館の加盟料売上を計上する一方、FC会館のロイヤリティ及び物品売上が減少いたしました。この結果、売上高は3億85百万円（同2.8%減）、営業利益は75百万円（同14.8%増）となりました。

財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は36億53百万円となり、前連結会計年度末に比べ24百万円増加いたしました。これは主に売掛金が73百万円減少したものの、現金及び預金が94百万円増加したことによるものであります。固定資産は98億14百万円となり、前連結会計年度末に比べ1億43百万円増加いたしました。これは主に有形固定資産が2億7百万円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、134億68百万円となり、前連結会計年度末に比べ1億67百万円増加いたしました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は26億56百万円となり、前連結会計年度末に比べ5億48百万円増加いたしました。これは主に1年内返済予定の長期借入金が1億74百万円、未払法人税等が1億18百万円減少したものの、短期借入金が7億98百万円増加したことによるものであります。固定負債は18億84百万円となり、前連結会計年度末に比べ3億69百万円減少いたしました。これは主に長期借入金が3億84百万円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、45億40百万円となり、前連結会計年度末に比べ1億79百万円増加いたしました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は89億28百万円となり、前連結会計年度末に比べ12百万円減少いたしました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益が3億45百万円及び剰余金の配当3億58百万円があったことによるものであります。

この結果、自己資本比率は66.3%（前連結会計年度末は67.2%）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、30億63百万円（前期比3.2%増）となりました。

なお、当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は9億86百万円（同16.2%減）となりました。これは主に、法人税等の支払額3億26百万円があったものの、減価償却費6億2百万円を計上したことや、税金等調整前当期純利益が5億30百万円であったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は7億42百万円（同29.2%減）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出7億44百万円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は1億49百万円（前期は7億15百万円の獲得）となりました。これは主に、短期借入れによる収入15億50百万円があったものの、短期借入金の返済による支出7億51百万円、長期借入金の返済による支出5億98百万円、配当金の支払額3億58百万円があったものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 受注実績

該当事項はありません。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業のセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	前期比(%)
	金額(百万円)	
葬祭事業	11,535	6.9
フランチャイズ事業	385	2.8
合計	11,919	6.7

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

d. 葬儀請負の実績

最近2連結会計年度の地域別葬儀請負施行件数の実績は、次のとおりであります。

地域	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)		当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	
	店舗数	施行件数(件)	店舗数	施行件数(件)
名古屋市内	34	6,021	36	6,215
愛知県内(名古屋市内を含まず)	20	3,333	23	3,439
愛知県外	14	1,569	15	1,699
合計	68	10,923	74	11,353

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、期末日における資産・負債の報告金額及び偶発債務の開示、並びに報告期間における収益・費用の報告金額に影響を与えるような見積り・予測を必要としておりますが、結果として、このような見積りと実績が異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度につきましては、前期比で減収減益となりました。売上高は上場以来初めての減収となり、営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益は2期連続の減益となりました。

(売上高)

売上高における増減要因分析といたしましては、葬祭事業は、葬儀件数は増加したものの葬儀単価が低下し、前期比6.9%減収の115億35百万円となりました。また、フランチャイズ事業におきましては、新たに開設したFC会館の加盟料売上を計上する一方、FC会館のロイヤリティ及び物品売上が減少し、前期比2.8%減収の3億85百万円となりました。これにより、売上高は前期比6.7%減収の119億19百万円となりました。

(売上原価)

売上原価におきましては、葬儀付帯業務の内製化を推進したものの労務費等が増加し、前期と比べ1.4ポイント上昇し、これにより売上原価率は61.8%となりました。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費におきましては、中長期の出店を見据えた人材の確保や、コンサルタント業務に係る支払手数料等が増加し、前期比1.4%増の39億60百万円となりました。

(営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益)

利益におきましては、売上高の減収と売上原価率の上昇等により、営業利益で前期比48.5%減益の5億95百万円、経常利益は前期比49.0%減益の5億87百万円、親会社株主に帰属する当期純利益では前期比56.3%減益の3億45百万円となりました。

(経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等)

2020年8月6日に、直近の業績の動向等を踏まえ「2020年9月期の通期連結業績予想」「通期個別業績予想」を修正いたしました。

売上高につきましては、葬儀件数が想定を下回って推移したことに加え、第3四半期以降、新型コロナウイルス感染症の影響により葬儀単価が低下し、これにより売上高は120億75百万円(前期比5.5%減)を予想しておりました。利益におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、出店計画の見直し及び、会館イベント等の営業活動を自粛したものの、人件費等の経費が増加し、これにより経常利益で6億50百万円(前期比43.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益では、3億90百万円(前期比50.7%減)を予想しておりました。

これに対し実績は、葬儀件数は概ね予想通りの推移となりましたが、葬儀単価が低下し売上高は業績予想比1億55百万円の減収となりました。また、利益におきましては、売上高の減収により業績予想比、経常利益で62百万円、親会社株主に帰属する当期純利益では44百万円のそれぞれ減益となりました。

財政状態の分析

当社グループの当連結会計年度の財政状態は、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローは、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性につきましては、事業の運営上、必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、売上原価の主な構成要素であります葬儀施行に伴う外注費、労務費、経費のほか販売費及び一般管理費、有利子負債の返済及び利息の支払等があります。投資を目的とした資金需要は葬儀会館の建設等の設備投資によるものであります。

運転資金は原則として営業活動によるキャッシュ・フローによって賄われておりますが、状況に応じて銀行借入を利用していく方針であります。

当社グループは健全な財務体質、継続的な営業活動によるキャッシュ・フローの創出により、今後も事業成長を確保する目的で手元流動性を高める資金調達は可能であると考えております。

4【経営上の重要な契約等】

主なフランチャイズ契約

相手方の名称	契約内容	契約期間
株式会社天翔苑	葬儀事業の経営に関するノウハウ等の提供を行う契約	2006年2月1日から10年間 (以後、1年毎の継続契約)
南海電気鉄道株式会社	葬儀事業の経営に関するノウハウ等の提供を行う契約	2016年8月31日から5年間 (以後、3年毎の継続契約)

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、会館展開の拡大及び収益基盤の拡大を図るため、葬祭事業を中心に総額879百万円（無形固定資産含む）の設備投資を実施いたしました。その主な内容は、ティア弥富東(161百万円)、ティア岡崎上地（95百万円）、ティア柴田（79百万円）、ティア清須古城（76百万円）およびティア幸心（67百万円）の新設のほか、ティア相生山（84百万円）の改装工事であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (百万円)	車両運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
本社 ティア・ヒューマンリソース・センター ティア黒川 (名古屋市北区)	全社共通 葬祭事業 フランチャイズ 事業	事務所 葬祭ホール 研修施設	568	9	242 (1,068.6)	0	27	848	295 (105)
ティア中川 (名古屋市中川区)	葬祭事業	葬祭ホール	34	-	-	112	2	149	5
ティア笠寺 (名古屋市長区)	葬祭事業	葬祭ホール	61	-	70 (430.2)	-	0	133	4
ティア港 (名古屋市長区)	葬祭事業	葬祭ホール	11	-	-	0	0	13	4
ティア山王 (名古屋市中川区)	葬祭事業	葬祭ホール 倉庫	74	-	-	-	1	75	4
ティア緑 (名古屋市長区)	葬祭事業	葬祭ホール	147	-	-	-	1	148	5
ティア御器所 (名古屋市長区)	葬祭事業	葬祭ホール	43	-	-	-	2	46	4
ティア大幸 (名古屋市長区)	葬祭事業	葬祭ホール	92	-	-	-	0	92	4
ティア中村 (名古屋市長区)	葬祭事業	葬祭ホール	115	-	-	-	3	119	5
ティア相生山 (名古屋市長区)	葬祭事業	葬祭ホール	90	-	-	-	6	97	3
ティア西枇杷島 (愛知県清須市)	葬祭事業	葬祭ホール	6	-	-	-	0	6	3
ティア蟹江 (愛知県海部郡蟹江町)	葬祭事業	葬祭ホール	91	-	-	-	0	92	4
ティア名港 (名古屋市長区)	葬祭事業	葬祭ホール	97	-	-	-	6	104	2

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	車両運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
ティア浄心 (名古屋市西区)	葬祭事業	葬祭ホール	53	-	188 (666.9)	-	0	242	3
ティア基目寺 (愛知県あま市)	葬祭事業	葬祭ホール	47	-	70 (726.8)	-	0	118	3
ティア豊明 (愛知県豊明市)	葬祭事業	葬祭ホール	140	-	-	-	1	141	4
ティア守山 (名古屋市守山区)	全社共通 葬祭事業	倉庫 葬祭ホール	77	-	-	-	0	78	5
ティア熱田 (名古屋市熱田区)	葬祭事業	葬祭ホール	116	-	-	-	4	120	2
ティア門真 (大阪府門真市)	葬祭事業	葬祭ホール	116	0	235 (917.9)	-	0	352	15
ティア豊橋 (愛知県豊橋市)	葬祭事業	葬祭ホール	82	-	90 (608.7)	-	0	174	3
ティア豊橋南 (愛知県豊橋市)	葬祭事業	葬祭ホール	61	-	141 (1,697.5)	-	0	203	7
ティア四軒家 (名古屋市守山区)	葬祭事業	葬祭ホール	78	-	-	-	0	79	3
ティア岡崎南 (愛知県岡崎市)	葬祭事業	葬祭ホール	107	-	184 (1,448.6)	-	0	292	4
ティア瑞穂 (名古屋市瑞穂区)	葬祭事業	葬祭ホール	172	-	-	-	0	172	4
ティア名東 (名古屋市名東区)	葬祭事業	葬祭ホール	65	-	-	43	0	109	3
ティア春日井 (愛知県春日井市)	葬祭事業	葬祭ホール	114	-	62 (470.7)	-	0	177	5
ティア栄生 (名古屋市西区)	葬祭事業	葬祭ホール	112	-	-	-	0	113	4
ティア岡崎北 (愛知県岡崎市)	葬祭事業	葬祭ホール	113	-	-	-	0	114	5
ティア豊橋西 (愛知県豊橋市)	葬祭事業	葬祭ホール	85	-	-	-	0	86	2
ティア岡崎中央 (愛知県岡崎市)	葬祭事業	葬祭ホール	109	-	160 (1,219.4)	-	0	271	3
ティア道徳 (名古屋市南区)	葬祭事業	葬祭ホール	86	-	-	-	0	86	2
ティア覚王山 (名古屋市千種区)	葬祭事業	葬祭ホール	116	-	-	-	0	116	2

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	車両運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
ティア越谷 (埼玉県越谷市)	葬祭事業	葬祭ホール	186	0	-	-	2	189	14
ティア大東 (大阪府大東市)	葬祭事業	葬祭ホール	40	-	-	88	0	129	5
ティア味美 (愛知県春日井市)	葬祭事業	葬祭ホール	11	-	-	105	0	116	3
ティア鳩ヶ谷 (埼玉県川口市)	葬祭事業	葬祭ホール	42	-	-	-	0	42	3
ティア本陣 (名古屋市市中村区)	葬祭事業	葬祭ホール	53	-	-	-	0	53	2
ティア寝屋川 (大阪府寝屋川市)	葬祭事業	葬祭ホール	109	-	-	-	1	110	4
ティア松葉公園 (名古屋市市中川区)	葬祭事業	葬祭ホール	130	-	-	-	0	131	1
ティア滝ノ水 (名古屋市緑区)	葬祭事業	葬祭ホール	79	-	-	-	0	80	3
ティア岩塚 (名古屋市市中村区)	葬祭事業	葬祭ホール	106	-	-	-	1	107	2
ティア津島 (愛知県津島市)	葬祭事業	葬祭ホール	103	-	19 (401.0)	-	1	123	3
ティア小牧中央 (愛知県小牧市)	葬祭事業	葬祭ホール	130	-	-	-	1	131	4
ティア黒川東館 (名古屋市北区)	葬祭事業	葬祭ホール	199	-	-	-	1	201	2
葬儀相談サロン ティア日暮里 (東京都荒川区)	葬祭事業	葬儀相談 サロン	-	-	-	-	-	-	1
ティア北名古屋 (愛知県北名古屋市)	葬祭事業	葬祭ホール	123	-	-	-	1	125	2
ティア弥富 (愛知県弥富市)	葬祭事業	葬祭ホール	124	-	-	-	2	126	3
ティア稲沢 (愛知県稲沢市)	葬祭事業	葬祭ホール	141	-	36 (297.0)	-	2	180	2
ティア如意申 (愛知県春日井市)	葬祭事業	葬祭ホール	135	-	-	-	3	138	3
ティア原 (名古屋市天白区)	葬祭事業	葬祭ホール	125	-	-	-	2	127	4
葬儀相談サロン ティア町屋 (東京都荒川区)	葬祭事業	葬儀相談 サロン	-	-	-	-	-	-	1
ティア下之一色 (名古屋市市中川区)	葬祭事業	葬祭ホール	105	-	-	-	2	108	2

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (百万円)	車両運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
葬儀相談サロン ティア北千住 (東京都足立区)	葬祭事業	葬儀相談 サロン	-	-	-	-	-	-	1
葬儀相談サロン ティア青砥駅前店 (東京都葛飾区)	葬祭事業	葬儀相談 サロン	-	-	-	-	-	-	2
ティア津島東 (愛知県津島市)	葬祭事業	葬祭ホール	125	-	-	-	2	127	1
葬儀相談サロン ティア駒込 (東京都北区)	葬祭事業	葬儀相談 サロン	-	-	-	-	-	-	1
ティア千代田橋 (名古屋市守山区)	葬祭事業	葬祭ホール	61	-	-	-	3	65	2
葬儀相談サロン ティア根津 (東京都文京区)	葬祭事業	葬儀相談 サロン	-	-	-	-	-	-	-
ティア猪高 (名古屋市名東区)	葬祭事業	葬儀ホール	34	-	-	-	1	36	2
葬儀相談サロン ティア蒲生 (大阪市城東区)	葬祭事業	葬儀相談 サロン	3	-	-	-	0	3	1
葬儀相談サロン ティアお花茶屋 (東京都葛飾区)	葬祭事業	葬儀相談 サロン	-	-	-	-	-	-	1
ティア焼山 (名古屋市天白区)	葬祭事業	葬儀ホール	39	-	-	-	3	43	2
ティア矢作 (愛知県岡崎市)	葬祭事業	葬儀ホール	41	-	-	-	2	44	2
葬儀相談サロン ティア東池袋 (東京都豊島区)	葬祭事業	葬儀相談 サロン	-	-	-	-	-	-	1
ティア川名 (名古屋市昭和区)	葬祭事業	葬儀ホール	49	-	-	-	3	53	2
ティア弥富通 (名古屋市瑞穂区)	葬祭事業	葬儀ホール	56	-	-	-	3	59	2
ティア宝神 (名古屋市港区)	葬祭事業	葬儀ホール	57	-	-	-	3	61	2
ティア荒畑南 (名古屋市昭和区)	葬祭事業	葬儀ホール	46	-	-	-	3	49	2
葬儀相談サロン ティア押上 (東京都墨田区)	葬祭事業	葬儀相談 サロン	1	-	-	-	1	3	1
ティア幸心 (名古屋市守山区)	葬祭事業	葬儀ホール	64	-	-	-	3	68	2
ティア岡崎上地 (愛知県岡崎市)	葬祭事業	葬儀ホール	89	-	-	-	5	95	2
ティア清須古城 (愛知県清須市)	葬祭事業	葬儀ホール	72	-	-	-	3	76	2

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (百万円)	車両運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
ティア柴田 (名古屋市南区)	葬祭事業	葬儀ホール	81	-	-	-	4	85	1
ティア弥富東 (愛知県弥富市)	葬祭事業	葬儀ホール	164	-	-	-	7	172	2

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含まれておりません。なお、金額には消費税等は含まれておりません。
2. 従業員数は就業人員であり、従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。
3. 賃借している主な設備の内容は以下のとおりであります。

事業所名	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (百万円)
ティア港	葬祭事業	葬祭ホール	24
ティア御器所	葬祭事業	葬祭ホール	57
ティア相生山	葬祭事業	葬祭ホール	42
ティア名港	葬祭事業	葬祭ホール	36
ティア守山	全社共通、葬祭事業	倉庫、葬祭ホール	28

(2) 国内子会社

2020年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物 (百万円)	車両運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
(株)ティア サービス	本社 (名古屋市 守山区)	葬祭事業	事務所	30	8	13 (138.8)	-	6	59	29 (2)
(株)ティア サービス	生花事業所 (名古屋市 天白区)	葬祭事業	作業場	16	0	-	-	0	16	17

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含まれておりません。なお、金額には消費税等は含まれておりません。
2. 従業員数は就業人員であり、従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、経済動向、業界動向等を勘案のうえ、出店計画に基づき策定しております。
なお、当連結会計年度末における重要な設備の新設は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメン トの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了 予定年月		完成後の増 加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
ティア 西枇杷島	愛知県 清須市	葬祭事業	葬祭ホール	131	74	増資資金	2020年 8月	2020年 12月	(注) 2
ティア 甚目寺北	愛知県 あま市	葬祭事業	葬祭ホール	70	0	自己資金 及び 借入金	2020年 12月	2021年 3月	葬儀施行 件数の増加
当社 葬祭ホール 2店舗 (注3)	愛知県内	葬祭事業	葬祭ホール	140	-	自己資金 及び 借入金	2021年 4月	2021年 8月	葬儀施行 件数の増加

- (注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 既存事業所の新設移転のため、記載しておりません。
3. 事業所名等の詳細は未確定のため、記載しておりません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	72,800,000
計	72,800,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年12月18日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	22,406,100	22,406,100	東京証券取引所 名古屋証券取引所 (各市場第一部)	単元株式数 100株
計	22,406,100	22,406,100		

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2018年2月15日 (注)1	42,500	20,209,700	24	1,184	24	817
2018年12月12日 (注)2	2,000,000	22,209,700	627	1,811	627	1,445
2019年1月8日 (注)3	194,100	22,403,800	60	1,872	60	1,506
2019年2月15日 (注)4	1,000	22,404,800	0	1,872	0	1,506
2020年2月14日 (注)5	1,300	22,406,100	0	1,873	0	1,506

- (注) 1. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行
発行価格 1,149円
資本組入額 574.5円
割当先 当社の取締役及び監査役並びに当社執行役員 計14名
2. 有償一般募集(公募による新株式発行)
発行価格 658円
発行価額 627.44円
資本組入額 313.72円
3. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
発行価格 627.44円
資本組入額 313.72円
割当先 野村證券株式会社
4. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行
発行価格 601円
資本組入額 300.5円
割当先 当社の監査役 1名
5. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行
発行価格 594円
資本組入額 297円
割当先 当社の執行役員 1名

(5) 【所有者別状況】

2020年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	16	22	88	39	10	15,252	15,427	-
所有株式数(単元)	-	34,314	2,646	99,520	7,400	38	80,092	224,010	5,100
所有株式数の割合(%)	-	15.32	1.18	44.43	3.30	0.02	35.75	100.00	-

(注) 自己株式1,470株は、「個人その他」に14単元、「単元未満株式の状況」に70株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社夢現	名古屋市中区新栄2-2-7	7,792,000	34.77
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	2,091,200	9.33
名古屋鉄道株式会社	名古屋市中村区名駅1-2-4	1,280,000	5.71
富安 徳久	名古屋市西区	938,200	4.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	623,700	2.78
ティア社員持株会	名古屋市北区黒川本通3-35-1	363,800	1.62
MSIP CLIENT SECURITIES(常任代理人 モルガン・スタンレーMFG証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1-9-7)	340,296	1.51
深谷 志郎	名古屋市中村区	264,000	1.17
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-12	227,400	1.01
花重美装株式会社	名古屋市中村区稲上町1-73	183,200	0.81
計	-	14,103,796	62.95

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,091,200株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	623,700株
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	227,400株

2. 2016年9月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、レオス・キャピタルワークス株式会社が2016年9月5日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	レオス・キャピタルワークス株式会社
住所	東京都千代田区丸の内1-11-1
保有株券等の数	株式 1,459,200株
株券等保有割合	7.24%

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,399,600	223,996	-
単元未満株式	普通株式 5,100	-	-
発行済株式総数	22,406,100	-	-
総株主の議決権	-	223,996	-

(注)「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己保有株式が70株含まれております。

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ティア	名古屋市北区 黒川本通3-35-1	1,400	-	1,400	0.00
計	-	1,400	-	1,400	0.00

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割にかかわる移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	1,470	-	1,470	-

(注) 当期間における保有自己株式には、2020年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様の利益の最大化を重要な経営目標としており、将来にわたり安定的な配当を実施することを経営の重要政策としております。また、業績向上時には増配等により株主への利益還元も積極的にやっていく予定であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は取締役会としております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり20円(うち中間配当10円)の配当を実施いたしました。この結果、当事業年度の連結配当性向は129.6%となりました。

内部留保資金につきましては、葬儀会館の建設を中心とした設備投資はもとより、経営基盤の更なる充実・強化のための有効投資に活用する方針であります。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2020年5月7日 取締役会決議	224	10
2020年11月11日 取締役会決議	224	10

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社の経営理念は「哀悼と感動のセレモニー」であります。これは、物売りでもなく、押売りでもなく、「儀式を尊厳する形と洗練された心の追求」を忘れない姿勢で取り組む事と、デスクアを通じて社会貢献する事を、事業の基本理念としております。

この経営理念のもと、企業として企業価値を高めるとともに、信頼される企業としてあり続けるために、適時、適正かつ公平な情報開示に努め、コンプライアンス（法令遵守）の徹底並びに、経営の透明性を追求し、経営管理機能の整備、強化を継続して行うこととあります。

企業統治の体制の概要及び企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役会設置会社かつ監査役会設置会社としており、取締役会は社外取締役2名を含む8名、監査役会は社外監査役3名で構成しております。当社の取締役については、その経営責任を明確にし、かつ経営環境の変化に対応できるよう取締役の任期を1年としております。

a．取締役会

取締役会は定例的に月1回開催され、当社の「取締役会規程」に定められた付議事項について審議・決議するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行います。また、取締役会には監査役も出席し、取締役の執行業務を監督しております。

取締役会の決議事項は、法令・定款に定めのあるもののほか、決算に関する事項、経営計画に関する事項、剰余金の配当、重要な人事・組織に関する事項等があります。

b．監査役会

監査役会は常勤社外監査役1名、社外監査役2名の合計3名で構成し、定例的に月1回開催しております。取締役の職務執行を監査し、会計監査を含む業務全般を監査するとともに、監査計画書を策定して計画的に監査を実施しております。監査役監査については、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者として、社外監査役に税理士1名を選任しております。

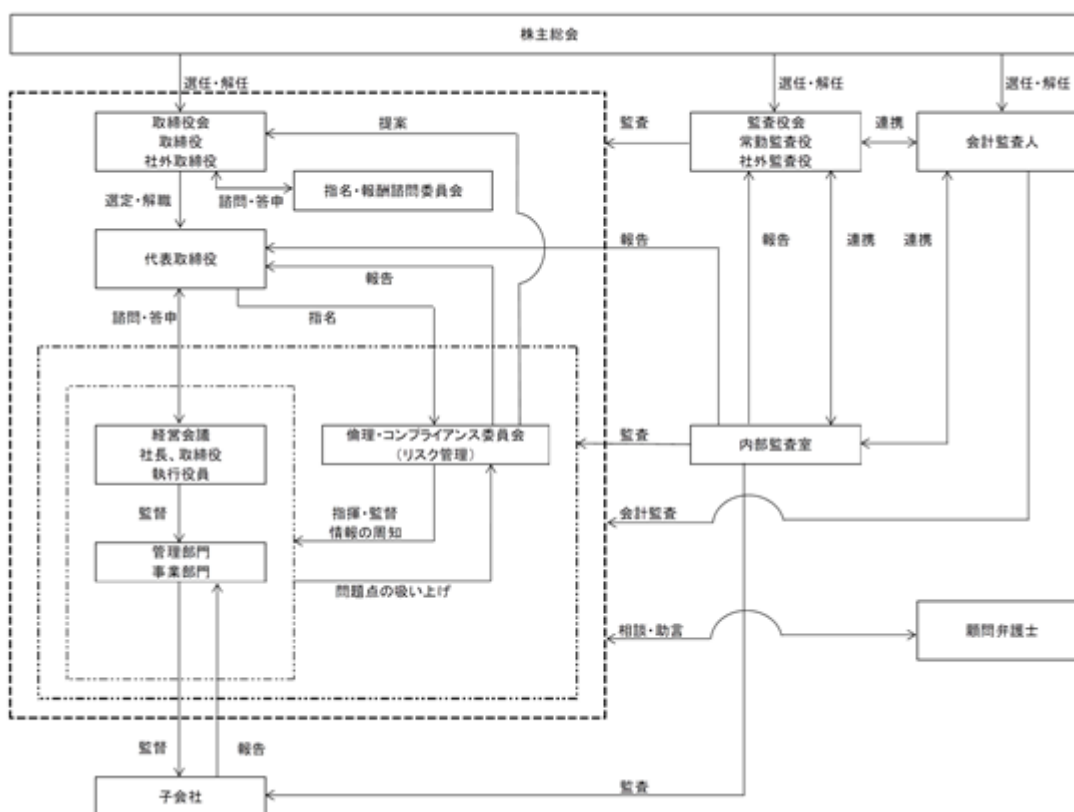
c．経営会議

経営会議は取締役及び執行役員で構成し、定例的に月1回開催しております。取締役会への上程議案の審議、事業本部毎の所管事項報告及び業務執行状況に関する報告を行っております。

d．指名・報酬諮問委員会

代表取締役・取締役・監査役及び執行役員の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当社コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役会が選定した3名以上の取締役で構成され、その過半数を、社外取締役としております。当委員会は、取締役会から諮問を受けた「取締役、監査役及び執行役員の選解任の方針、基準、選解任に関する事項」「代表取締役、役付取締役の選解任の方針、基準、選解任に関する事項」「取締役及び執行役員の報酬決定の方針、個人別の報酬等に関する事項」等を審議し、取締役会への答申を行います。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の模式図は以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、業務の適正を確保するための体制を以下のとおり整備いたしております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は、倫理・コンプライアンスが事業活動においては重要であるとの認識に立ち、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会的良識をもった行動のもとに職務を遂行するため、倫理・コンプライアンスに係る体制を整備し、企業倫理の遵守の徹底を図る。
 - ・ 当社は、取締役及び各部署の責任者で構成する倫理・コンプライアンス委員会を設置しており、コンプライアンス体制の整備、維持、向上に努める。
 - ・ 内部監査室は、各部門の業務の執行状況を検証し、倫理・コンプライアンスの確保を図るため、継続的に内部監査を実施し、監査結果は、社長及び監査役会に報告する。
 - ・ 倫理・コンプライアンスに係る体制の一環として内部通報制度を設け、運用し、倫理・コンプライアンスに反する行為の早期発見及び是正を図る。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令ならびに社内規程にしたがって、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理しており、取締役及び監査役はこれらの情報を必要ときに閲覧できる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社は、事業活動において発生しうるリスクの防止、管理体制の整備、発生したリスクの対応等を担う所管部門を倫理・コンプライアンス委員会とする旨を定めた「リスク管理規程」を策定している。
 - ・ 経営上の意思決定に伴うリスクについては、取締役等が構成員の会議体等において検討を行う。
 - ・ 大震災等の災害時を想定した事業継続計画を策定しており、被災のシミュレーション、安否確認の方法、災害対策設備の設置等の対策を講じており、また、有事の際には、社長を本部長とする対策本部を設置し、即応できる体制としている。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は、社外取締役を複数名選任し、公正・中立な立場より経営上の重要事項について助言や意見を求め、監視・監督機能の強化と円滑な運営に努めている。
 - ・ 取締役会は毎月1回定例の取締役会を開催する他、必要に応じ臨時取締役会を開催し法令及び定款で定められた事項、その他経営に関する重要事項を審議・決議するとともに、代表取締役及びその他の取締役の職務執行状況を監督する体制を整備している。
 - ・ 取締役、監査役及び執行役員の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当社コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役会が選定した3名以上の取締役で構成され、その過半数を、社外取締役としている。
 - ・ 当委員会は、取締役会から諮問を受けた「取締役、監査役及び執行役員の選解任の方針、基準、選解任に関する事項」「取締役及び執行役員の報酬決定の方針、個人別の報酬等に関する事項」等を審議し、取締役会への答申を行う。
 - ・ 経営会議（取締役及び執行役員で構成）を毎月1回開催し、取締役会への上程議案の審議、事業本部毎の所管事項報告及び業務執行状況に関する報告を行う。
 - ・ 取締役の職務執行の効率化を図るために、中期経営計画及び年度予算の策定を行い、その進捗管理を行う。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社の取締役が子会社の取締役を兼務することで、子会社の取締役等の職務執行の監督を行うとともに、重要事項及び業績の状況等を当社取締役会に報告することを義務付けている。
 - ・ 子会社を当社の内部監査室による定期的な監査の対象とし、監査の結果は当社の社長及び監査役会に報告する体制としている。
 - ・ 当社と子会社との取引については、第三者との取引と比較して著しく有利又は不利にならないようにし、必要に応じて専門家に確認する等、取引の透明化を図る体制としている。
 - ・ 子会社が規程等に基づいて実施するリスク管理を当社もその評価等を行う体制としている。
 - ・ 内部通報制度の窓口を当社及び子会社の共用のものとして社外に設けるとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを確保する体制としている。
 - ・ 子会社において、法令及び社内規程等に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに当社の倫理・コンプライアンス委員会に報告するとともに、発生したリスクの対応等を行う体制としている。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。
 - ・ 監査役より監査業務に必要な職務の補助の要請を受けた監査役スタッフは、独立性を確保するため、その要請に関し、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
 - ・ 監査役会は、監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性を確保するための体制を決議し、当該体制を整備するよう取締役に対して要請できる。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、その他重要な事実が発生した場合、監査役に対して速やかに報告し、監査役は必要な都度、取締役及び使用人に対し報告を求める。
 - ・ 監査役は、必要に応じて取締役会のほか経営会議その他重要な会議体に出席することで、当社及び子会社の重要な情報について適時報告を受けられる体制となっている。
- (8) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査役に報告をしたことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けないよう、当該報告者を保護する体制となっている。
 - ・ 報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けていることが判明した場合は、不利益な取扱いを除去するために速やかに適切な措置を講じる。
- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役から職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求を受けたときは、監査役職務の執行に支障の無いよう速やかに費用または債務の処理を行う。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備及び監査上の重要な課題について意見交換することで、監査役監査の実効性を確保する体制を整備している。
 - ・ 監査役は、内部監査部門と定期的な情報交換を行い緊密な連携を図る。
 - ・ 監査役又は監査役会は、取締役から当社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行う等、状況に応じ適切な措置を講じる。
 - ・ 監査役は、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求める。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社及び子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき適切な内部統制の整備とその有効な運用を行う体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正措置を行う。
- (12) 反社会的勢力を排除するための体制
- ・ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な企業活動に悪影響を与えるあらゆる反社会的勢力・団体とは一切関わらないこととする。
 - ・ 反社会的勢力からの接触があった場合は、総務課を管轄する管理本部と葬祭事業を担う葬祭事業本部が連携して対策を講じ、必要に応じて顧問弁護士、警察等の専門家に早期に相談し、適切な対応を行う。
 - ・ 取締役及び使用人に対しても社内研修等を開催し、反社会的勢力に関わりを持たない意識の向上を図る。

b．リスク管理体制の整備の状況

当社は、コンプライアンスと社会的良識をもった健全な企業として、社会にとってなくてはならない存在となるよう、「企業行動憲章」を定めております。また、当社の従業員には高い倫理観と社会的良識を持って行動するよう取締役会で「倫理・コンプライアンスガイドライン」を制定し、その遵守について従業員へ浸透するよう努めております。

取締役会は、「倫理・コンプライアンスガイドライン」を遵守し、広く実践されるように「倫理・コンプライアンス委員会」を設けており、その行動内容については代表取締役への報告を通じて、取締役会で共有しております。また、年に一回、全社員を対象に開催される「全体会議」において、「倫理・コンプライアンスガイドライン」の遵守および浸透を図っております。

c．取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

d．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役は5百万円以上であらかじめ定められた額又は法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

e．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨をそれぞれ定款で定めております。

f．剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

g．自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

h．取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

i．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性10名 女性1名 (役員のうち女性の比率9.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	富安 徳久	1960年7月5日生	1979年6月 西日本セレモニー山口典礼山口店入社 1982年9月 株式会社出雲殿入社 1994年3月 有限会社名古屋丸八互助会入社 1997年7月 当社設立 代表取締役社長就任(現任)	(注)6	938,200
取締役副社長 人財・事業開発本部長	岡留 昌吉	1961年3月20日生	1982年3月 有限会社名古屋丸八互助会入社 2004年5月 有限会社みどり葬祭設立 代表取締役社長就任 2005年10月 当社入社 葬祭推進本部長 2006年7月 執行役員フランチャイズ事業本部長 2007年10月 執行役員葬祭推進本部長 2007年12月 取締役就任 葬祭推進本部長 2008年4月 取締役フランチャイズ事業本部長 2011年12月 常務取締役フランチャイズ事業本部長 2012年10月 常務取締役人財・事業開発本部長 2014年10月 専務取締役人財・事業開発本部長 2017年5月 株式会社愛共(現株式会社ティアサービス)代表取締役社長(現任) 2018年10月 取締役副社長人財・事業開発本部長(現任)	(注)6	40,200
専務取締役 経営企画室長兼管理本部管掌	辻 耕平	1972年3月31日生	1990年4月 株式会社サガミチェーン入社(現株式会社サガミホールディングス) 2007年1月 同社社長室長 2011年4月 当社入社 2011年10月 執行役員経営企画室長 2013年12月 取締役就任 経営企画室長 2014年10月 常務取締役経営企画室長 2017年10月 常務取締役経営企画室長兼M&A推進室長兼管理本部管掌 2018年10月 専務取締役経営企画室長兼管理本部管掌(現任)	(注)6	17,900
専務取締役 葬祭事業本部長	宮崎 芳幸	1976年6月3日生	2000年5月 当社入社 2004年10月 葬祭営業本部長 2006年7月 執行役員葬祭営業本部長 2007年12月 取締役就任 葬祭営業本部長 2008年4月 取締役葬祭事業本部長 2012年10月 取締役葬祭事業本部長兼フランチャイズ開発本部長 2012年12月 取締役葬祭事業本部長 2014年10月 常務取締役葬祭事業本部長 2018年10月 専務取締役葬祭事業本部長(現任)	(注)6	46,100
常務取締役 フランチャイズ事業本部長	眞邊 健吾	1974年7月12日生	1993年4月 日産自動車株式会社入社 2007年11月 当社入社 2010年1月 人財開発部 部長代理 2014年10月 執行役員フランチャイズ事業本部付部長 2015年12月 取締役就任 フランチャイズ事業本部長 2018年10月 常務取締役フランチャイズ事業本部長(現任)	(注)6	10,400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 財務本部長	山本 克己	1964年4月22日生	2003年5月 株式会社ファブリカコミュニケーションズ入社 経理部長 2007年4月 株式会社アイ・シー・アール入社 管理本部長 2009年3月 当社入社 経理課長 2009年7月 執行役員管理本部長 2009年12月 取締役就任 管理本部長 2017年5月 株式会社愛共(現株式会社ティアサービス)監査役(現任) 2017年10月 取締役財務本部長(現任)	(注)6	17,400
取締役	森 善良	1944年6月29日生	1968年3月 四日市倉庫株式会社(現日本トランスシティ株式会社)入社 2001年6月 日本トランスシティ株式会社 取締役 トランスシティロジスティクス中部株式会社 代表取締役社長 2003年6月 日本トランスシティ株式会社 常務取締役 2007年6月 日本トランスシティ株式会社 常任顧問 極東冷蔵株式会社 代表取締役社長 2014年2月 株式会社アスト 取締役 2015年12月 当社取締役就任(現任)	(注)6	1,900
取締役	小木曾 正人	1975年5月11日生	1999年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)名古屋事務所入所 2003年6月 公認会計士登録 2012年12月 小木曾公認会計士事務所設立 所長(現任) 2013年1月 税理士登録 2014年5月 株式会社トレジャリンク設立 代表取締役社長(現任) 2015年12月 当社取締役就任(現任)	(注)6	2,100
常勤監査役	後藤 光雄	1949年4月4日生	2004年7月 パナソニックテレコム株式会社入社(現コネクシオ株式会社) 2007年4月 同社常任監査役就任 2011年3月 株式会社プロトコーポレーション入社 2011年6月 同社常勤監査役就任 2018年12月 当社監査役就任 2019年6月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)5	1,000
監査役	稲生 浩子	1962年6月13日生	1996年4月 樋口繁男税理士事務所入所 1998年5月 税理士登録 1999年1月 稲生浩子税理士事務所設立 所長(現任) 2005年12月 当社監査役就任(現任)	(注)4	14,800

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	出口 統一	1941年4月3日生	1965年3月 四日市倉庫株式会社 (現日本トランスシティ株式会社)入社 1998年6月 同社監査役就任 2002年6月 中部コールセンター株式会社監査役就任 2006年12月 当社監査役就任 2018年12月 当社常勤監査役 2019年6月 当社監査役(現任)	(注)5	8,000
計					1,098,000

(注)1. 当社では、経営の意思決定・業務執行の監督機能と各事業本部の業務執行機能を分離するために執行役員制度を導入しております。

執行役員は次のとおりであります。

近藤 恭司(葬祭事業本部関東支社長)

山崎 勝広(葬祭事業本部東海第一事業部長)

石田 頼行(管理本部長)

藤井 智規(人財・事業開発本部付 部長)

2. 森善良氏及び小木曾正人氏は、社外取締役であります。

3. 後藤光雄氏、稲生浩子氏及び出口統一氏は、社外監査役であります。

4. 2017年12月22日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

5. 2018年12月21日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6. 2020年12月18日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

7. 当社は、法令に定める監査役の数に欠ける場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。

補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
深澤 廣	1938年10月22日生	1962年3月 パブリカ名古屋株式会社 (現トヨタカローラ名古屋株式会社)入社 1999年4月 株式会社プロトコーポレーション入社 2003年4月 当社入社 内部監査室 2003年7月 常勤監査役就任 2018年12月 常勤監査役退任	55,300

8. 所有株式数は2020年11月30日現在の株式数を記載しております。

社外役員の状況

- a. 社外取締役及び社外監査役の員数、提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係
- 社外取締役であります森善良氏は当社株式1,900株、小木曾正人氏は当社株式2,100株、社外監査役であります後藤光雄氏は当社株式1,000株、稲生浩子氏は当社株式14,800株、出口紘一氏は当社株式8,000株を保有しておりますが、これ以外に当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。
- b. 社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する考え方
- 社外取締役 森善良氏は物流業界の経営に携わり多くの経験・知見を有しております。社外取締役 小木曾正人氏は、公認会計士・税理士としての高度な専門的知識と豊富な経験を有しております。この経験を活かして業務執行に対する一層の監督機能の強化を図るため選任しております。
- 社外監査役 後藤光雄氏は企業経営と上場企業の監査役としての豊富な経験と専門的知見を有しております。社外監査役 稲生浩子氏は税理士としての高度な専門的知識と豊富な経験を有しております。社外監査役 出口紘一氏は長年に亘り上場企業の監査役として経験と知識を有しております。この経験を活かして独立性と実効性を高めた監査機能の強化を図るため選任しております。
- 当社では、社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、取締役会による経営監督の実効性と意思決定の透明性を強化・向上させることを目的に、豊富な経験に基づく高い知識を有していることを重視しております。また、社外取締役及び社外監査役の資質については、能力・経験・人格面から当社にふさわしいと考えられる人物が適切であると考えるのはもちろんのこと、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物と考えております。
- 社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準は、東京証券取引所が定める独立役員に関する独立性判断基準に準拠しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないよう留意しております。
- c. 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係
- 社外取締役は、内部監査室、監査役会、会計監査人と連携し情報交換を行うとともに、内部統制システムの整備や運用状況の内部監査結果の報告及び改善状況を把握し、また、取締役会等への出席を通じて決議事項や報告事項について必要に応じて意見を述べることにより、取締役の職務執行に対する監督機能を果たすと考えております。
- 非常勤社外監査役は常勤監査役と常に連携を図り監査役会を通じて、監査計画書を策定して計画的に監査を実施しております。内部監査の業務を行っている内部監査室や会計監査人とも連携し、監査の充実を図るとともに、内部統制システムの整備や運用状況の内部監査結果の報告及び改善状況を把握に努めております。
- また、社外取締役と社外監査役のみで構成する会合を定期的を開催することにより、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図っております。

(3)【監査の状況】

監査役監査の状況

a. 監査役監査の組織、人員及び手続について

当社の監査役は3名であり、社外常勤監査役1名と社外非常勤監査役2名から構成されております。当社監査役会は、最低1名は財務及び会計に関して当相程度の知見を有するものであることが望ましいとしており、また社外監査役については、法律もしくは会計に関する高度な専門性または企業経営等に関する高い見識を有することを基軸に選定いたしております。

現在、監査役会議長は企業経営の取締役、並びに企業監査役を歴任した後藤光雄社外常勤監査役が務めております(2018年就任)。稲生浩子社外非常勤監査役を、財務・会計に関する相当程度の知見を有する監査役として選任しており、永年税理士事務所長の職にあります(2005年就任)。また、出口紘一社外非常勤監査役は企業経営の取締役並びに企業監査役を歴任致しております(2006年就任)。

監査役の職務遂行の補助者として総務部法務担当者を兼務配置し、監査役の職務サポートを行っております。

b. 監査役会及び監査役の活動状況

監査役会は、取締役会開催に先立ち月次で開催される他、必要に応じて随時開催されます。

当事業年度は合計15回開催し、1回あたりの所要時間は約1時間(前半を取締役会付議案件の事前審議、後半は監査活動報告を主体に意見交換)で、監査役の出席率は次のとおりです。

役職名	氏名	出席回数(出席率)
常勤社外監査役	後藤 光雄	15回 / 15回 (100.0%)
社外監査役	稲生 浩子	15回 / 15回 (100.0%)
社外監査役	出口 紘一	15回 / 15回 (100.0%)

当事業年度における決議、報告、審議・協議の内容につきましては、次のとおりであります。

決議事項 8件：監査役会監査方針、監査計画、職務分担、会計監査人の評価及び選定基準(新制定)、会計監査人報酬同意、会計監査人相当性及び再任・不再任(期末)、監査役会監査報告書・常勤監査役選任・監査役会議長選任等

報告事項 41件：監査役月度活動状況及び社内稟議・決裁内容確認及び接待交際費等重要書類閲覧、重要会議議事録閲覧、会計監査人レビュー報告、(個別)監査役監査報告書、社外通報窓口実績等

審議・協議23件：取締役会決議議案事前内容審議、会計監査人報酬同意、監査役報酬協議等

また、監査役の情報共有のスピード化を図るため、都度メール発信で意見交換を致しております(当期30回程度)。

監査役は取締役会並びに経営会議に出席し、議事運営、決議内容・報告内容等を監査し、必要に応じ意見表明を行っております。取締役会・経営会議への監査役の出席率は次のとおりです。

役職名	氏名	取締役会出席回数(出席率)	経営会議出席回数(出席率)
常勤社外監査役	後藤 光雄	24回 / 24回 (100.0%)	12回 / 12回 (100.0%)
社外監査役	稲生 浩子	22回 / 24回 (91.7%)	6回 / 12回 (50.0%)
社外監査役	出口 紘一	24回 / 24回 (100.0%)	11回 / 12回 (91.7%)

その他、主に常勤監査役が、支配人会議、ティアメイト会議等社内の重要な会議に出席し、倫理・コンプライアンス委員会、指名・報酬諮問委員会等の重要委員会に関しては都度議事録確認を致しております。

常勤監査役の月度活動に関しては毎月の取締役会で監査活動概要を報告し、かつ意見表明を行い、代表取締役社長には月度報告・監査所見に基づく意見交換を行い、かつ監査役全員による代表取締役社長との会談を半期毎に開催し、意見交換・提言を行っております。

また、年度の部門監査や子会社往査を踏まえ、常勤監査役と管掌役員との意見交換会を実施し、必要に応じた提言を行ない、その他社外取締役を含めた全取締役・執行役員との意見交換を年度単位に行っております。

監査役会は、当事業年度は主として、 ガバナンス体制状況、 取締役等業務執行状況、 内部統制システム状況、 労務管理状況モニタリング、 内部監査部門・会計監査人との連携並びに会計監査人の相当性評価を重点監査項目として取り組みました。

・ガバナンス体制状況：ガバナンスに関する規程等の運用状況を確認し、社内決裁(稟議・契約)の内容確認を行い、課題に関しては改善に向けた提言を行いました。

・取締役等業務執行状況：各管掌取締役との意見交換並びに各部門責任者への業務監査を通じ、執行状況の確認と各部門の固有リスク把握を行いました。

・内部統制システム状況：内部監査室監査並びに会計監査人監査の内容を確認し、全社リスクの掌握と部門監査時におけるモニタリングを実行、重要問題に関しては是正勧告を致しました。又、外部通報窓口案件に関しては適宜共有を図りました。

・労務管理状況モニタリング：超過勤務・年次有給休暇取得・障がい者雇用状況に関しては月度報告の受領に加え、社員個人単位・パート社員個人単位のデータを取得し、かつ部門監査時にはデータとの対比等労務管理実態をモニタリング致しました。

・内部監査部門・会計監査人との連携並びに会計監査人の相当性評価：内部監査室全スタッフとは毎月意見交換（年間12回）を実施し、内部監査室監査報告書の全件確認を行うと同時に、重点監査項目に関しては監査役からの指導並びに監査要請を行い、監査業務品質の向上を図りました。

会計監査人との連携強化に関しては、部門のリスク認識に基づき、監査計画工数等の要請を行い、四半期レビュー時の立会い、レビュー報告の受領を通じて情報の共有化を図りました。

また、「会計監査人の評価及び選定基準（2019年8月制定）」に基づき、会計監査人を評価し再任の相当性について、期末において監査役会で協議致しました。

なお、当事業年度からは監査法人の再任等の判断をタイムリーに進めるべく「会計監査人の評価・選定に係る「中間時点」相当性」を上期終了時点で協議し、その結果を代表取締役社長に通知いたしました（会計監査人との意見交換は報告時を含め年間18回実行）。

内部監査の状況

a．内部監査の組織、人員及び手続について

内部監査業務は内部監査室（人員3名）が担当しております。主に、全部門及び子会社の業務全般を対象とした業務監査、全部門を対象としたプライバシーマーク認定更新のための個人情報保護マネジメントシステム監査、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価を計画的に実施しております。

全ての監査結果は、代表取締役社長と常勤監査役の双方に報告するとともに、代表取締役社長と定期的な会合により、内部統制システムの整備や運用状況等の報告と情報交換を行っております。

b．内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

内部監査室は、全ての監査結果を代表取締役社長と常勤監査役の双方に報告することで、コーポレート・ガバナンスの確保に努めるとともに、常勤監査役と定期的な会合により、内部統制システムの整備や運用状況等の報告と情報交換等を行っております。外部監査人である有限責任監査法人トーマツの監査人とは、適時、会合を行い、内部統制システムの整備や運用状況等の報告と情報交換等を行い、連携を図っております。

会計監査の状況

a．提出会社の監査公認会計士等に係る事項

・監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

・継続監査期間

第8期（自 2004年6月1日 至 2004年9月30日）より、当該監査法人と契約を締結し、当該監査を受けております。

・業務を遂行した公認会計士

当社の監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりです。

指定有限責任社員 業務執行社員 家元 清文

指定有限責任社員 業務執行社員 坂部 彰彦

・監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他8名であります。

b．監査法人の選定方針と理由

当社は、外部会計監査人が、監査等を通じて上場会社が開示する情報の信頼性を担保し、情報利用者である株主や投資家に対する責務を負っていると認識しております。この認識のもと、監査役、内部監査・経理部門等の関係部署と外部会計監査人が随時意見交換し、連携して当社の業務運営状況に関する問題点の把握、改善を行うとともに、外部会計監査人の適正な監査のための監査日程や体制の確保を条件として選任しております。なお、当社は外部会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、当該監査を受けております。

c．前連結会計年度及び当連結会計年度における監査公認会計士等の異動

該当事項はありません。

d. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、外部会計監査人候補の評価に関して、会計監査人の評価基準、選定基準を定めております。これらの基準に基づき、外部会計監査人の候補選定及び評価を行っております。

e. 監査報酬の内容等

. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	27	2	27	0
連結子会社	-	-	-	-
計	27	2	27	0

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、コンフォートレター作成業務の委託、労務管理及び社会保険等に関する指導・助言業務であります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、労務管理及び社会保険等に関する指導・助言業務であります。

. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(. を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	-	23
連結子会社	-	-	-	-
計	-	-	-	23

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

当社が会計監査人と同一のネットワークであるデロイト・トーマツグループに対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、ファイナンシャルアドバイザー業務であります。

. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、代表取締役が監査役会の同意を得て定める旨を定款に定めております。

. 監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

監査役会は、外部会計監査人との定期的な意見交換や確認事項の聴取、監査実施状況の報告等を通じて、監査法人の品質管理体制の問題、監査チームの独立性と専門性の有無、監査の有効性及び効率性等について確認を行っております。なお、現在の当社外部会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、評価の結果、問題はないものと認識しており、監査報酬についても同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 役員の報酬等に関する株主総会の決議内容

2010年12月21日開催の第14回定時株主総会において、各事業年度の取締役の報酬限度額は年額1,000百万円以内、監査役の報酬限度額は、年額100百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終了後において在任していた取締役は5名、監査役は3名であります。

また、2017年12月22日開催の第21回定時株主総会において、「譲渡制限付株式報酬制度」を導入することが決議されました。譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社が、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、当社の取締役（決議日時点の員数8名）に対して年額4,000万円以内（うち社外取締役分は年額350万円以内）、当社の監査役（決議日時点の員数3名）に対して年額500万円以内（うち社外監査役分は年額350万円以内）の金銭報酬債権を支給すること、及び、譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から6年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつきましても、決議されております。

b. 役員の報酬等の決定に関する方針

各取締役の報酬決定方針と手続につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会からの諮問に対する指名・報酬諮問委員会の答申に基づき取締役会で決定しております。監査役の報酬決定方針につきましては株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定することとしており、手続につきましては、その範囲内で各監査役の協議により決定しております。

取締役及び監査役の報酬体系としましては、. 役位及び担当職務に応じて決定する「基本報酬（金銭）」、. 当該事業年度の業績予想の達成状況に応じて決定する「賞与（金銭）」、. 中長期的なインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした「譲渡制限付株式報酬（株式）」により構成されております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	198	191	-	6	-	6
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	27	25	-	1	-	5

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記の「譲渡制限付株式報酬」は、当事業年度に費用計上した額であります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定過程

各取締役の報酬決定の権限は取締役会が有しております。監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。また、報酬決定に際しましては取締役会からの諮問に対して答申を行う、指名・報酬諮問委員会を2019年9月11日に設置しております。

当該事業年度における各取締役の基本報酬の決定につきましては当該委員会の設置前であるため、2019年8月30日開催の取締役会で役員報酬総額を決議したうえで、代表取締役に一任のうえ決定しております。また、監査役の基本報酬につきましては、監査役の協議により決定しております。

なお、「役員期末賞与個別支給額(2019年10月11日)」、「翌事業年度の「役員の基本報酬決定の方針、並びに個人別の基本報酬の内容(2020年9月3日)」については当該委員会を開催し、同日開催の取締役会が答申を受けたうえで決議しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を得ることを目的とする投資を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

現時点で当社が保有している株式は、上場している葬儀社のみであり、その目的は他社の動向に関する情報を取得するためであります。また、新たに取得又は売却する場合には、取締役会において保有の妥当性を慎重に検討したうえで判断いたします。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	3	0

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)サン・ライフホールディング	200	200	業界動向の把握	無
	0	0		
燦ホールディングス(株)	200	100	業界動向の把握 2019年10月1日に2分割の株式分割をしたため100株増加しております	無
	0	0		
平安レイサービス(株)	100	100	業界動向の把握	無
	0	0		

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年10月1日から2020年9月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2019年10月1日から2020年9月30日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、その変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、財務に係る書籍等の購読や監査法人等が主催する講習会、セミナーに参加しております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,968	3,063
売掛金	410	337
商品	49	46
貯蔵品	49	48
その他	156	160
貸倒引当金	5	2
流動資産合計	3,629	3,653
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,608	1,628
車両運搬具(純額)	18	17
土地	1,516	1,516
リース資産(純額)	391	351
建設仮勘定	6	88
その他(純額)	188	157
有形固定資産合計	3,829	3,846
無形固定資産	95	50
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
差入保証金	921	899
繰延税金資産	281	314
その他	165	141
貸倒引当金	2	8
投資その他の資産合計	1,366	1,347
固定資産合計	9,671	9,814
資産合計	13,301	13,468

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	323	278
短期借入金	83	882
1年内返済予定の長期借入金	598	424
未払金	602	550
リース債務	29	28
未払法人税等	192	74
賞与引当金	159	195
資産除去債務	-	9
その他	118	212
流動負債合計	2,107	2,656
固定負債		
長期借入金	1,230	845
リース債務	416	389
役員退職慰労引当金	-	0
資産除去債務	606	648
固定負債合計	2,253	1,884
負債合計	4,360	4,540
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,872	1,873
資本剰余金	1,506	1,506
利益剰余金	5,561	5,548
自己株式	0	0
株主資本合計	8,940	8,928
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	0
その他の包括利益累計額合計	0	0
純資産合計	8,940	8,928
負債純資産合計	13,301	13,468

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
売上高	12,779	11,919
売上原価	7,718	7,363
売上総利益	5,061	4,556
販売費及び一般管理費	1 3,905	1 3,960
営業利益	1,156	595
営業外収益		
受取利息	4	4
受取配当金	0	0
受取保険金	24	2
広告料収入	12	13
その他	8	9
営業外収益合計	50	29
営業外費用		
支払利息	30	26
株式交付費	20	0
固定資産除売却損	3	6
その他	2	3
営業外費用合計	55	37
経常利益	1,151	587
特別損失		
減損損失	-	2 56
特別損失合計	-	56
税金等調整前当期純利益	1,151	530
法人税、住民税及び事業税	377	218
法人税等調整額	17	33
法人税等合計	359	184
当期純利益	791	345
親会社株主に帰属する当期純利益	791	345

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
当期純利益	791	345
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	0
その他の包括利益合計	0	0
包括利益	791	345
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	791	345
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,184	817	4,983	0	6,984
当期変動額					
新株の発行	688	688			1,377
剰余金の配当			213		213
親会社株主に帰属する 当期純利益			791		791
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	688	688	578	-	1,955
当期末残高	1,872	1,506	5,561	0	8,940

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	その他の包括利益累 計額合計	
当期首残高	0	0	6,984
当期変動額			
新株の発行			1,377
剰余金の配当			213
親会社株主に帰属する 当期純利益			791
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0	0	0
当期変動額合計	0	0	1,955
当期末残高	0	0	8,940

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,872	1,506	5,561	0	8,940
当期変動額					
新株の発行	0	0			0
剰余金の配当			358		358
親会社株主に帰属する 当期純利益			345		345
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	0	0	12	-	12
当期末残高	1,873	1,506	5,548	0	8,928

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	その他の包括利益累 計額合計	
当期首残高	0	0	8,940
当期変動額			
新株の発行			0
剰余金の配当			358
親会社株主に帰属する 当期純利益			345
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	12
当期末残高	0	0	8,928

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,151	530
減価償却費	592	602
減損損失	-	56
賞与引当金の増減額(は減少)	19	36
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	3
受取利息及び受取配当金	4	4
支払利息	30	26
固定資産除売却損益(は益)	3	6
売上債権の増減額(は増加)	24	73
たな卸資産の増減額(は増加)	4	3
仕入債務の増減額(は減少)	28	45
未払金の増減額(は減少)	33	63
その他	15	112
小計	1,693	1,340
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	30	26
法人税等の支払額	486	326
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,177	986
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,020	744
有形固定資産の売却による収入	0	0
無形固定資産の取得による支出	17	19
差入保証金の差入による支出	66	30
差入保証金の回収による収入	60	56
その他	4	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,048	742
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	550	1,550
短期借入金の返済による支出	536	751
長期借入れによる収入	402	40
長期借入金の返済による支出	815	598
株式の発行による収入	1,356	-
配当金の支払額	213	358
リース債務の返済による支出	28	30
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	715	149
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	843	94
現金及び現金同等物の期首残高	2,125	2,968
現金及び現金同等物の期末残高	1,298	1,306

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社
主要な連結子会社の名称 株式会社ティアサービス

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

たな卸資産

総平均法による原価法を採用しております。

なお、たな卸資産の貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価を切下げております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～38年

車両運搬具 2～5年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

当社の連結子会社では、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

繰延資産の処理方法

株式交付費...支出時に全額費用処理しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続の概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年9月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年9月期の年度末より適用予定であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除売却損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた5百万円は、「固定資産除売却損」3百万円、「その他」2百万円として組み替えております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、当社グループが営む事業については、参列者の減少により葬祭規模が縮小したのに加え、法要料理の販売が減少したことにより、売上が減少するなど、足元の業績に影響が生じております。

そのため、新型コロナウイルス感染症の影響は、2021年9月期上半期まで継続し、下半期以降は改善するものと予測しております。これらの状況を総合的に勘案し、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損損失等に関する会計上の見積りを行っております。その結果、一部店舗で減損損失を計上しております。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
建物及び構築物	96百万円	91百万円

なお、担保に係る債務は、下記2に記載している保証債務であります。

2 保証債務

当社の所有する建物の地主について、金融機関からの借入に対して次の債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
保井 正純	21百万円	5百万円

なお、上記保証については、地主の所有する土地及び当社の所有する建物(前連結会計年度96百万円、当連結会計年度91百万円)が担保に供されております。

3 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
減価償却累計額	4,572百万円	5,060百万円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
広告宣伝費	990百万円	899百万円
給料及び手当	1,253	1,431
賞与引当金繰入額	94	114
退職給付費用	16	18

2 減損損失

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

当社グループの減損会計適用に当たっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している店舗単位で行っております。なお、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位:百万円)

用途	場所	種類	減損損失
葬祭ホール (注) 1	愛知県	建物及び構築物	24
		その他	0
		合計	24
葬儀相談サロン (注) 2	東京都	建物及び構築物	26
		その他	5
		合計	31

(注) 1. リロケーションを決定したことにより、当資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は、予想される使用期間が1年以内と非常に短期であるため割引計算は行っておりません。

2. 今後の業績見通し等を勘案した結果、将来キャッシュ・フローによって当資産グループの帳簿価額を全額回収できる可能性が低いと判断し、当資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
その他有価証券評価差額金:		
当期発生額	0百万円	0百万円
組替調整額	-	-
税効果調整前	0	0
税効果額	0	0
その他有価証券評価差額金	0	0
その他の包括利益合計	0	0

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	20,209,700	2,195,100	-	22,404,800
合計	20,209,700	2,195,100	-	22,404,800
自己株式				
普通株式	1,470	-	-	1,470
合計	1,470	-	-	1,470

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加事由は以下のとおりであります。

2018年12月12日を払込期日とする公募増資による増加	2,000,000株
2019年1月8日を払込期日とする第三者割当増資による増加	194,100株
2019年2月15日譲渡制限付株式報酬としての新株の発行による増加	1,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年11月8日 取締役会	普通株式	101	5	2018年9月30日	2018年12月5日
2019年5月9日 取締役会	普通株式	112	5	2019年3月31日	2019年6月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	134	利益剰余金	6	2019年9月30日	2019年12月4日

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	22,404,800	1,300	-	22,406,100
合計	22,404,800	1,300	-	22,406,100
自己株式				
普通株式	1,470	-	-	1,470
合計	1,470	-	-	1,470

（注） 普通株式の発行済株式総数の増加事由は以下のとおりであります。

2020年2月14日譲渡制限付株式報酬としての新株の発行による増加 1,300株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	134	6	2019年9月30日	2019年12月4日
2020年5月7日 取締役会	普通株式	224	10	2020年3月31日	2020年6月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2020年11月11日 取締役会	普通株式	224	利益剰余金	10	2020年9月30日	2020年12月2日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

- 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定と現金及び現金同等物の額は一致しております。
- 重要な非資金取引の内容
新たに計上した資産除去債務の額

	前連結会計年度 （自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）	当連結会計年度 （自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）
資産除去債務の額	37百万円	45百万円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、会館設備(「建物及び構築物」)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度(2019年9月30日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物及び構築物	608	523	84
合計	608	523	84

(単位：百万円)

	当連結会計年度(2020年9月30日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物及び構築物	608	554	53
合計	608	554	53

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	61	60
1年超	114	53
合計	175	114

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
支払リース料	104	76
減価償却費相当額	38	30
支払利息相当額	23	15

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期の配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
1年内	262	233
1年超	1,296	1,128
合計	1,558	1,361

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入及び増資により調達しております。
なお、デリバティブ取引については、現在利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に葬儀会館の土地建物を賃借するための差入保証金であり、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は1年以内の支払期日です。

借入金、リース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

借入金の償還日は決算日後、最長で9年後であり、このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

経理規程に従い、営業債権について、期日及び残高を管理するとともに、回収遅延債権の状況をモニタリングすること等により、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(金利の変動リスク)の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、主に固定金利での調達としております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の流動性を維持することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2019年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	2,968	2,968	-
(2) 売掛金	410	410	-
(3) 投資有価証券	0	0	-
(4) 差入保証金	921	926	4
資産計	4,301	4,306	4
(1) 買掛金	323	323	-
(2) 短期借入金	83	83	-
(3) 未払金	602	602	-
(4) 未払法人税等	192	192	-
(5) 長期借入金 1	1,828	1,833	4
(6) リース債務 2	445	477	31
負債計	3,476	3,511	35

- 1 長期借入金について、1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- 2 リース債務について、1年内に支払予定のリース債務を含めております。

当連結会計年度（2020年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	3,063	3,063	-
(2) 売掛金	337	337	-
(3) 投資有価証券	0	0	-
(4) 差入保証金	899	870	28
資産計	4,301	4,272	28
(1) 買掛金	278	278	-
(2) 短期借入金	882	882	-
(3) 未払金	550	550	-
(4) 未払法人税等	74	74	-
(5) 長期借入金 1	1,270	1,264	5
(6) リース債務 2	418	436	18
負債計	3,474	3,487	13

- 1 長期借入金について、1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- 2 リース債務について、1年内に支払予定のリース債務を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

敷金・保証金の時価については、返還予定時期を合理的に見積り、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを無リスクの利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、並びに(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金、並びに(6) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2019年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	2,968	-	-	-
売掛金	410	-	-	-
差入保証金	54	193	174	499
合計	3,434	193	174	499

当連結会計年度(2020年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,063	-	-	-
売掛金	337	-	-	-
差入保証金	100	131	142	524
合計	3,501	131	142	524

3. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2019年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	83	-	-	-	-	-
長期借入金	598	418	289	224	113	184
リース債務	29	28	28	29	29	300
合計	711	446	317	253	143	485

当連結会計年度(2020年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	882	-	-	-	-	-
長期借入金	424	294	229	119	58	142
リース債務	28	28	29	30	31	269
合計	1,335	323	259	149	89	412

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、2017年4月より確定拠出年金制度を採用しております。また、連結子会社は中小企業退職金共済制度(中退共)に加入しております。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度31百万円、当連結会計年度35百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	19百万円	10百万円
未払事業所税	7	7
貸倒引当金	2	3
賞与引当金	48	60
法定福利費	10	9
長期前払費用	15	16
減価償却超過額	77	100
資産除去債務	185	201
借地権	21	23
その他	24	15
繰延税金資産小計	412	448
評価性引当額	1	1
繰延税金資産合計	410	447
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	129	132
その他	0	0
繰延税金負債合計	129	132
繰延税金資産の純額	281	314

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.5
住民税均等割		3.9
その他		0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率		34.9

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

当社グループは、会館用土地の事業用定期借地権設定契約等並びに駐車場の不動産賃借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務があるものについて、資産除去債務を計上しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は、7年から50年となっており、国債利回りで割り引いて、資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
期首残高	563百万円	606百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	37	45
時の経過による調整額	6	5
資産除去債務の履行による減少額	0	0
期末残高	606	657

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社にサービス別の事業本部を置き、各事業本部は、取り扱うサービスについて国内の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社は、葬儀請負を中心とした葬祭事業と、当社のこれまでのノウハウを生かした葬儀会館運営のフランチャイズ事業を行っております。

したがって、「葬祭事業」、「フランチャイズ事業」を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	葬祭事業	フランチャイズ 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	12,383	396	12,779	-	12,779
セグメント間の内部売上高 又は振替高	0	-	0	0	-
計	12,383	396	12,779	0	12,779
セグメント利益	2,157	65	2,222	1,066	1,156
セグメント資産	9,532	34	9,566	3,734	13,301
その他の項目					
減価償却費 (注)3	523	0	523	68	592
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額 (注)3	754	0	754	306	1,061

(注)1. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 1,066百万円には、セグメント間取引消去 0百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 1,065百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額3,734百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る資産であります。

(3) その他の項目の減価償却費の調整額68百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

(4) その他の項目の有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額306百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

3. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却額が含まれております。

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	葬祭事業	フランチャイズ 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	11,534	385	11,919	-	11,919
セグメント間の内部売上高 又は振替高	0	-	0	0	-
計	11,535	385	11,920	0	11,919
セグメント利益	1,526	75	1,601	1,005	595
セグメント資産	9,626	43	9,670	3,798	13,468
その他の項目					
減価償却費 (注) 3	528	0	528	73	602
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額 (注) 3	814	0	814	11	826

(注) 1 . 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 1,005百万円には、セグメント間取引消去 0百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 1,005百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2) セグメント資産の調整額3,798百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る資産であります。
 - (3) その他の項目の減価償却費の調整額73百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。
 - (4) その他の項目の有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額11百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。
- 2 . セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。
 - 3 . 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却額が含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高について、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客への売上高はなく、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高について、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客への売上高はなく、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			全社・消去	合計
	葬祭事業	フランチャイズ事業	計		
減損損失	56	-	56	-	56

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主(個人)及びその近親者	㈱夢現 (注)2	名古屋市 中区	30	財産保全 会社	(被所有) 直接34.6	主要株主 債務被保証	地代家賃支払に対する 債務被保証 (注)3	227	-	-
	横山 博一 (注)2	名古屋市 千種区	-	会社役員	-	債務被保証	地代家賃支払に対する 債務被保証 (注)3	227	-	-

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主(個人)及びその近親者	㈱夢現 (注)2	名古屋市 中区	30	財産保全 会社	(被所有) 直接34.7	主要株主 債務被保証	地代家賃支払に対する 債務被保証 (注)3	199	-	-
	横山 博一 (注)2	名古屋市 千種区	-	会社役員	-	債務被保証	地代家賃支払に対する 債務被保証 (注)3	199	-	-

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

- 横山博一氏は主要株主には該当しませんが、㈱夢現は横山博一氏及びその近親者の財産保全会社であることから、主要株主（個人）として各々記載しております。
- 当社は会館の賃借料に対して、当社主要株主㈱夢現及び横山博一氏の債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり純資産額	399.08円	398.51円
1株当たり当期純利益	36.05円	15.43円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	791	345
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	791	345
期中平均株式数(株)	21,955,787	22,404,146

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	83	882	0.51	-
1年以内に返済予定の長期借入金	598	424	0.65	-
1年以内に返済予定のリース債務	29	28	2.70	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,230	845	0.55	2021年から 2029年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	416	389	4.00	2021年から 2043年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	2,357	2,570	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	294	229	119	58
リース債務	28	29	30	31

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	3,377	6,671	9,145	11,919
税金等調整前四半期(当期) 純利益 (百万円)	390	745	570	530
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	261	504	377	345
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	11.66	22.53	16.84	15.43

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	11.66	10.86	5.68	1.42

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,898	2,997
売掛金	3,410	3,335
商品	47	44
貯蔵品	49	45
前払費用	151	157
その他	3	3,1
貸倒引当金	5	2
流動資産合計	3,555	3,580
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,572	1,584
構築物	350	391
車両運搬具	7	9
工具、器具及び備品	186	150
土地	1,502	1,502
リース資産	391	351
建設仮勘定	0	75
有形固定資産合計	8,158	8,327
無形固定資産		
ソフトウェア	76	30
電話加入権	6	6
その他	12	12
無形固定資産合計	94	48
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
関係会社株式	19	19
破産更生債権等	2	1
長期前払費用	161	138
差入保証金	919	895
繰延税金資産	275	309
その他	0	0
貸倒引当金	2	8
投資その他の資産合計	1,377	1,357
固定資産合計	9,630	9,734
資産合計	13,186	13,315

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3 348	3 305
短期借入金	83	882
1年内返済予定の長期借入金	580	407
リース債務	29	28
未払金	3 597	3 539
未払費用	27	44
未払法人税等	175	72
預り金	16	16
賞与引当金	149	184
資産除去債務	-	9
その他	3 57	3 134
流動負債合計	2,065	2,625
固定負債		
長期借入金	1,203	796
リース債務	416	389
資産除去債務	602	644
その他	-	3 0
固定負債合計	2,222	1,830
負債合計	4,287	4,456
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,872	1,873
資本剰余金		
資本準備金	1,506	1,506
資本剰余金合計	1,506	1,506
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,520	5,479
利益剰余金合計	5,520	5,479
自己株式	0	0
株主資本合計	8,898	8,859
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等合計	0	0
純資産合計	8,899	8,859
負債純資産合計	13,186	13,315

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
売上高	1 12,778	1 11,907
売上原価	1 7,798	1 7,457
売上総利益	4,980	4,450
販売費及び一般管理費	1, 2 3,867	1, 2 3,894
営業利益	1,112	555
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1 4	4
受取保険金	24	2
広告料収入	12	13
その他	1 9	1 10
営業外収益合計	51	30
営業外費用		
支払利息	30	26
株式交付費	20	0
固定資産除売却損	3	6
その他	2	3
営業外費用合計	55	37
経常利益	1,108	548
特別損失		
減損損失	-	3 56
特別損失合計	-	56
税引前当期純利益	1,108	491
法人税、住民税及び事業税	357	207
法人税等調整額	13	34
法人税等合計	344	173
当期純利益	763	317

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)		当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
商品原価					
商品原価		3,252		2,917	
商品原価計		3,252	41.7	2,917	39.1
人件費					
給料手当		684		738	
賞与		73		76	
賞与引当金繰入額		56		72	
法定福利費		123		137	
その他		25		27	
人件費計		964	12.4	1,052	14.1
経費					
業務委託費		893		811	
葬祭消耗品費		102		96	
会館消耗品費		79		60	
地代家賃		988		1,017	
水道光熱費		146		132	
管理保守料		93		108	
減価償却費		507		505	
租税公課		119		125	
その他		650		630	
経費計		3,581	45.9	3,488	46.8
売上原価合計		7,798	100.0	7,457	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,184	817	817	4,969	4,969	0	6,970
当期変動額							
新株の発行	688	688	688				1,377
剰余金の配当				213	213		213
当期純利益				763	763		763
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							-
当期変動額合計	688	688	688	550	550	-	1,928
当期末残高	1,872	1,506	1,506	5,520	5,520	0	8,898

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	0	0	6,971
当期変動額			
新株の発行			1,377
剰余金の配当			213
当期純利益			763
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	1,927
当期末残高	0	0	8,899

当事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,872	1,506	1,506	5,520	5,520	0	8,898
当期変動額							
新株の発行	0	0	0				0
剰余金の配当				358	358		358
当期純利益				317	317		317
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							-
当期変動額合計	0	0	0	40	40	-	39
当期末残高	1,873	1,506	1,506	5,479	5,479	0	8,859

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	0	0	8,899
当期変動額			
新株の発行			0
剰余金の配当			358
当期純利益			317
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	0	0
当期変動額合計	0	0	39
当期末残高	0	0	8,859

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法を採用しております。

なお、たな卸資産の貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価を切下げております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～38年
構築物	10～20年
車両運搬具	2～5年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 繰延資産の処理方法

株式交付費...支出時に全額費用処理しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度まで「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除売却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替を行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた5百万円は、「固定資産除売却損」3百万円、「その他」2百万円として組み替えております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、当社が営む事業については、参列者の減少により葬祭規模が縮小したのに加え、法要料理の販売が減少したことにより、売上高が減少するなど、足元の業績に影響が生じております。

そのため、新型コロナウイルス感染症の影響は、2021年9月期上半期まで継続し、下半期以降は改善するものと予測しております。これらの状況を総合的に勘案し、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損損失等に関する会計上の見積りを行っております。その結果、一部店舗で減損損失を計上しております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
建物	96百万円	91百万円

なお、担保に係る債務は、下記2(1)に記載している保証債務であります。

2 保証債務

(1) 当社の所有する建物の地主について、金融機関からの借入に対して次の債務保証を行っております。

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
保井 正純	21百万円	5百万円

なお、上記保証については、地主の所有する土地及び当社の所有する建物(前事業年度96百万円、当事業年度91百万円)が担保に供されております。

(2) 関係会社の金融機関からの借入について債務保証を行っております。

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
株式会社ティアサービス	44百万円	66百万円

3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示されたものを除く)

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
短期金銭債権	0百万円	0百万円
短期金銭債務	31百万円	36百万円
長期金銭債務	-百万円	0百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
営業取引による取引高		
売上高	0百万円	0百万円
仕入高	304	399
その他の営業取引	1	1
営業取引以外の取引による取引高	1	1

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度37%、当事業年度35%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度63%、当事業年度65%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
広告宣伝費	991百万円	900百万円
給料及び手当	1,237	1,401
賞与引当金繰入額	92	112
減価償却費	75	81

3 減損損失

当事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

当社の減損会計適用に当たっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している店舗単位で行っております。なお、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

用途	場所	種類	減損損失
葬祭ホール (注) 1	愛知県	建物及び構築物	24
		その他	0
		合計	24
葬儀相談サロン (注) 2	東京都	建物及び構築物	26
		その他	5
		合計	31

(注) 1. リロケーションを決定したことにより、当資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は、予想される使用期間が1年以内と非常に短期であるため割引計算は行っておりません。

2. 今後の業績見通し等を勘案した結果、将来キャッシュ・フローによって当資産グループの帳簿価額を全額回収できる可能性が低いと判断し、当資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、零として評価しております。

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は19百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は19百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	18百万円	10百万円
未払事業所税	7	7
貸倒引当金	2	3
賞与引当金	45	56
法定福利費	9	8
長期前払費用	15	16
減価償却超過額	77	100
資産除去債務	184	199
借地権	21	23
その他	22	13
繰延税金資産小計	404	441
評価性引当額	0	0
繰延税金資産合計	403	440
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	128	131
その他	0	0
繰延税金負債合計	128	131
繰延税金資産の純額	275	309

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.6
住民税均等割		4.2
その他		0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率		35.4

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	5,721	519	52 (50)	341	5,846	3,418
	構築物	350	86	5 (0)	40	391	511
	車両運搬具	7	15	0	13	9	115
	工具、器具及び備品	186	62	3 (3)	93	150	780
	土地	1,502	0	-	-	1,502	-
	リース資産	391	-	7	32	351	203
	建設仮勘定	0	75	0	-	75	-
	計	8,158	760	68 (55)	522	8,327	5,029
無形固定資産	ソフトウェア	76	4	0	50	30	-
	電話加入権	6	-	-	-	6	-
	その他	12	1	-	1	12	-
	計	94	6	0	51	48	-

- (注) 1. 当期減少額()内は内書きで、減損損失の計上額であります。
2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

(単位：百万円)

	建物	構築物	工具、器具及び備品
ティア弥富東	133	31	8
ティア岡崎上地	76	15	6
ティア柴田	69	12	4
ティア清須古城	62	11	4
ティア幸心	58	7	4
ティア相生山	87	2	7

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	7	10	7	10
賞与引当金	149	184	149	184

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://www.tear.co.jp
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第23期）（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）2019年12月20日東海財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年12月20日東海財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第24期第1四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）2020年2月7日東海財務局長に提出

（第24期第2四半期）（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日）2020年5月8日東海財務局長に提出

（第24期第3四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月7日東海財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2019年12月24日東海財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年12月18日

株式会社 ティア
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 家元 清文 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂部 彰彦 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティアの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティア及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ティアの2020年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ティアが2020年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年12月18日

株式会社 ティア
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 家元 清文 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂部 彰彦 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティアの2019年10月1日から2020年9月30日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティアの2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。